

国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における  
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する  
コンサルテーション会合（第10回）

2008年7月24日（木）

（13:30～18:40）

ベルサール神保町

**【司会】**

それでは、そろそろ時間でございますので、開始したいと思います。

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険におきます環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合、本日、10回目でございますけれども、ただいまより開会させていただきたいと思います。

本日も司会進行役を務めさせていただきます国際協力銀行・鶴木と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、毎回冒頭をお願いしておりますけれども、今回も議事の進め方につきまして、何点かお願いをさせていただきたいと思います。

本日も時間といたしましては、一応17時半までの4時間ということで予定させていただきたいと思います。途中で10分から15分の休憩を挟ませていただきたいと思います。それから、この会議の議事録でございますけれども、毎回どおり、逐語で公開させていただくという予定にしておりますので、ご発言に際しましては、ご所属とお名前をおっしゃっていただければと思います。何度かご発言される方、いらっしゃると思いますけれども、恐縮でございますが、そのたびをお願いできればと思います。それから、匿名をもし希望される方がいらっしゃいましたら、その旨、おっしゃっていただければと思います。それから、これもお願いしておりますけれども、なるべく多くの方々のご意見をお伺いしたいというのが私どもの考えでございますので、簡潔なご意見にご留意いただければと思います。それから、これも毎回をお願いでございますけれども、個別案件に関するご質問、ご意見等につきましてはご遠慮いただければと思います。ガイドライン改訂の検討のためのご意見をお聞かせいただくという場ととらえておりますので、よろしくご協力をお願いできればと思います。

それでは、本日の会合でございますけれども、前回に引き続きまして、実施状況確認調査に関する追加情報提供に関する議題と個別の追加論点に関する議題と両方やらせていただければと考えておりますが、まず、その進め方につきまして、JBICの藤平からご説明をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

**【国際協力銀行 藤平】**

本日はお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。くしくも第10回とい

うことをございまして、記念すべきコンサルテーション会合かなと。何を記念するのかよくわかりませんが（笑声）節目の会合になるだろうと私ども思っておりますし、皆様方のこれまで同様のご協力をお願いしたいと思っております。

余り大したことを申し上げるつもりはないのですが、本日の議題は大きく2つということでございまして、ホームページにアップしております順番どおりに行きたいと。すなわち実施状況確認調査の追加情報提供関連の議論を先にさせていただきます。その後、追加論点に関して。これは都合1から14番まであるわけでございますけれども、これを後にということを考えております。実施状況確認もそうですけれども、特にこの論点につきましては、最後の14項目ということになります。私どもJBIC/NEXIとして、本日をもって、この14項目すべてを議論したいと考えております。したがって、場合によっては、時間の延長をお願いすることになります。30分、場合によっては1時間と。1時間まで行かないようにしたいと考えておりますけれども、そこはご協力いただいて、半ばこの14項目すべてを、それ以外の部分も含めて、いわば論点のすべてについて議論をし尽くすということをきょうで1つの区切りをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、一応実施状況確認の話、それから論点という順番にしておりますけれども、議論の流れによって順番を入れかえることは、皆様方にお諮りをしながら、適宜やってまいりたいと思っております。仮に1番が時間がかかるようであれば、途中で切って2番を先にやる。論点のほうも1番から順番にやってまいりますけれども、場合によっては順番を入れかえるというようなことをしながら、効率的な会合の運営をしてみたいと思ひていひます。

私からのオリエンテーションは以上でございます。

#### 【司会】

ありがとうございました。ただいまご説明のありましたような形で、本日の議論を進めさせていただきますと思ひますが、よろしゅうございひますでしょうか。特に、ご質問等はいひございませんでしょうか。 それでは、今、JBICから説明のありましたとおり、まず1番目の議題といたしまして、前回からの引き続きということになりますけれども、実施状況確認調査の追加情報提供につきまして議論させていただきたいと思ひます。

これは、まず、どういう形で進めるということでございひしょうか。JBICのほうで、そ

この点をお願いできますでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

それでは、議題の1番になるわけですが、前回、ちょっと私は欠席しておったのですけれども、追加情報提供について、こちらからその場で資料をお配りする格好で説明をいたしました。さすがにそれで追加情報提供、あるいは実施状況確認そのものをクローズということはするべきではないということもありまして、前回の終わり方としましては、もちろん中身についてのご質問もあるでしょうと。それから、ご意見もあるでしょうと。そこはある程度区別をして、質問につきましては、いわゆるパイで、ご質問があればお受けし、お答えしますと。むしろ私どもの追加情報提供から得られる改訂に向けてのご意見とか、これまでに上がっている論点に対して、それを裏打ちするようなご意見とか、むしろご意見のほうを今回の会議の場でご披露いただく。その上で議論をするというようなやり方をさせていただきたいと。多分このようなことで前回終わっていたのだらうと思います。

したがって、ご意見を中心にとということですし、必要に応じて議論ということにもなるのだらうと思っておりますが、既に私の手元においてもご意見、それからコメントというタイトルのものもございますけれども、この2枚、FoE Japanさんと満田さんからご意見、コメントをいただいております。したがって、こちらについて、時間の関係もございまして、簡潔にご説明をいただいて、そのご説明を伺った上で、私どもの対応とか、そういったことについて議論をしてもらいたいと考えます。

順番はどちらというわけではないのですけれども、当然なのですが、どちらも7月24日の日付になっていますので、どちらか……では、FoE Japanさんから、まず簡単にご説明をいただいて、続いて満田さんからもいただいて、その後、私どもからコメントと議論というような格好にしたいと思っております。特に何分とは申し上げませんが、簡潔にいただければと存じます。

【司会】

ありがとうございました。それでは、お願いできますか。

【FoE Japan 波多江さん】

お手元に、ガイドライン実施状況確認調査報告書の追加情報確認調査に関する意見ということで、FoE JapanからA4・1枚で出させていただいております意見書がございます。大きく2つに分けてあるのですが、似たようなタイトルが枠についているのですが、1番目は追加情報確認調査のやり方、方法に関する意見でございます。1ページ目の表の中ほどから少し下がったところからの意見は、主には改訂論点にかかわる意見をざっと裏まで書いてあるという構成になっております。

きょうお配りしてありますので、ざっと中身を説明させていただきたいと思うのですが、まず1つ目ですが、追加情報確認調査です。今後、5年後に改訂の議論がなされるかどうか定かではありませんけれども、もし実施確認調査をされる際には、やはり実地での聞きとり調査など、そうしたことに関する調査日数であるとか調査方法、内容について、調査報告書の体をなすような基本的な情報は一通り記載していただきたいかったということが1つございます。

それから、2つ目ですけれども、直近の被影響住民への聞きとりというものを何カ所か言及されてありまして、それについては住民の対象、聞きとりをする住民の選定の方法がどうであったのかということが私たちの中ではちょっと疑問に残っておりまして、例えば、事業者案内された場所だったのか、あるいはそうでなかったのかということで、割と聞きとりに当たれる住民に偏りが出る可能性があるのではないかなど。要するに、事業者が案内した場所であれば、事業者が割と生活支援計画などを提供している場所である可能性もありますので、聞きとりする住民の選定についての方法を明確にさせていただきたくったと思っております。

次です。事例のうち、該当案件が限定されていた項目、あるいは調査をした案件のうちから選定した事例を掲載しているような項目があると思うのですが、実際にどの項目も事例を上げていらっしゃるわけですが、例えば、3ページ目に融資契約上の要求事項について書かれているわけですが、2件しか事例を上げられていないわけです。なぜそうした2件を選ばれたのか、それぞれの項目について事例を選定されている、その事例の選定の理由もあわせて伺いたかったと思っております。

それから、4点目です。書類に基づいたものと直近の被影響住民への聞きとりということで、ここに書かれている内容は情報元が違うのであろうと思っておりますので、その情報元は一体どういうものに基づいたものかということに記載していただきたいかったということと、

ここに書いてある今回の内容が今回の追加調査で新たにわかったことなのか、それとも環境レビュー審査中に既にもうわかっていたものであったのか。そうした内容の区別が、私たちにはちょっとこの調査の報告を拝見する限りは不明であるというところから、そのあたりも明確にしていいただければ、より課題とかも洗い出せたのではないかと考えています。

最後ですけれども、 については事例がかなり上げられていまして、生活水準の維持、回復がされているか否かというようなポイントで書かれているわけですが、このテーマについては、雇用とかインフラの提供に関する情報はかなり詳細に書いていただいているのですが、全体像がちょっと把握しづらいなと感じておりまして、殊、生活水準が維持されているのか、回復されているかということ判断するためには、もう少し全体像がわかるような、住民の総数であるとか、そうしたことも含めて記載していただきたいかと思っております。

以上の点は、次回、改訂に当たってであろうと思っておりますけれども、実施確認調査をされるときにはこうした点に留意していただければと考えます。

大きい2番目になるのですけれども、今回の改訂論点にかかわるものでいくと、まず論点11の融資契約の締結後に当たっての情報公開のところ、チェックレポートなどを公開していただくに当たって、その内容を充実したものにしてほしいというようなことは、こちらからも NGO提言で出させていただいているのですが、今回の追加情報確認調査の内容に関しては、案件名はわからないものの、かなり細かい情報が書いてあるということで、こうした内容が今後改訂後にチェックレポートを作成される際に掲載していただきたい内容であると考えております。

次も同じような趣旨ですけれども、今後、モニタリングの報告書を公開されるに当たっては、今回、追加情報確認調査の中にあるような内容を記載していただきたいという趣旨です。

裏に行きまして、これは最後の所感と教訓のところでしょうか。JBICのガイドラインの認知度が低いというようなことが記載されていたかと思っておりますけれども、認知度を上げることで、環境社会配慮の全体的な促進につながると考えるので、ガイドラインの認知度を高めるという意味で、例えば、各国語にもう少し翻訳するなり、公開するなり、それに限らず、何か手立てというものが考えられないかなと考えました。

次に、XIについてですけれども、プロジェクトによって、XIの事例は一律にカテゴリー分類をしているわけではないのですよという例示かと思うのですが、このように一律にカ

テグリー分類をしないという点を、この後議論する追加論点1の追加設備投資のカテゴリー分類もありますけれども、こうした考えを追加論点1のところでも適用していただくというか、そういった趣旨でカテゴリー分類をしていただければいいのではないかと思います。

最後から3つ目ですが、雇用の話で、雇用を確保してもらって、生活の質が飛躍的に向上したというコメントをご紹介いただいているのですけれども、これは案件によると思いますし、いまだに建設中であるのか、それとも操業時の雇用であったのかということで評価が分かれる点であろうかと思いますので、このコメントを聞いただけでは、私たちは納得がいかなかったということがありました。なので、ちょっとコメントとして書かせていただいております。

最後から2つ目は、所感と教訓の1の(2)というところ、ページで行くと37ページの一番上になるのですが、そこに9個ほど、要素ということでいろいろ書かれていますけれども、こうした要素の中でみたところ、どの案件においてもステークホルダーの特定の把握が必要不可欠なのだろうというように論点19で上げさせていただいておりますが、そうした思いというか、そうした提案がやはり不可欠なのだろうと考えました。

最後に、これは38ページの一番最後の所感と教訓のところに書かれているように、画一的なその案件によるというような趣旨で書かれているかと思うのですけれども、結局、ガイドラインの運用上、一件一件運用させていく中で、どのようにガイドラインが適用されていくのか、遵守されていくのかということが非常に重要なのだろうとJBICさんもお考えになったのだろうと思うわけです。ガイドラインの運用上における向上を本当に図っていくためにも、今後、定期的なガイドラインの実施状況の確認であるとか、こうした開かれた場でのステークホルダーとの意見交換などをもっていただくことで、実施面での今後の改善の一助になるのではないかとということで、これも追加論点2で上げているような趣旨ですけれども、そことつなげてコメントをさせていただいております。

済みません。少し長くなりましたが……。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、満田さんからお願いできますか。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

私からは、コメントというタイトルの紙を出させていただいております。非常にメモ的なコメントで大変申しわけなかったのですが、FoE Japanほど練れておりませんで、論点への反映というようなことにはなっておりません。私は、今回のJBICさんの実施状況確認調査は非常に重視しておりまして、私たちはあくまで外からこういったガイドラインの策定や改訂のプロセスに関与させていただいているということで非常に関心をもって見守っているわけなのですが、実際に運用される方々自身による確認というのは重要な意味をもつのではないかと考えておりまして、非常に注視していた次第です。

追加情報確認調査をなさって、非常に意味のある報告書が出されたのではないかと考えている次第です。ただ、もちろんいろいろとコメントしたいことはありまして、それはちょっとこの場で一つ一つご説明していますと時間的にも長くなってしまうという意味で、紙で出させていただいた次第です。

ちょっとピックアップしてご紹介するだけにとどめたいと思うのですが、今、FoE Japanさんからも指摘があったように、22ページのカテゴリー分類のところですが、そこは私も気になっておりまして、こういう点で配慮されるからカテゴリーBにしたというようなことだったのですが、やはり私としては、カテゴリー分類というのは、あくまで事業に応じた影響で判断されるべきということで、拡張とはいえども、拡張規模によっては、カテゴリーAと判断されるべきではなからうか。ましてや、鉱山セクターという影響を及ぼしやすいセクターということなので、このカテゴリー分類というのはどうなのだろうといったコメントです。

裏側に行きまして、報告書の34ページです。ここにプロジェクト実施主体による協議、それを踏まえた対応についてということで幾つか分析されているわけなのですが、この分析を読む限り、協議の目的というものを、かなり住民の不安の解消といったような目線にとらえられているのかなということを感じました。協議の目的というのはいろいろあって、主体によっていろいろなところに重きが置かれるのだろうと思うのですが、ガイドライン的には、やはり正負の影響をしっかりと住民に理解してもらうこと。それから、住民の意見を事業計画などへ反映していくことが重要なのかなと考えておりまして、ちょっとここで書かれている所感というのは、地域住民の不安の解消というところに比重を置き過ぎている分析なのではないかと感じた次第です。

以上です。



【司会】

ありがとうございました。

それでは、ただいまお二方からご意見についてのご説明をいただきましたけれども、これに対しまして、まず JBIC/NEXIからご意見に対する意見であるとか、コメントであるとか、質問とかありましたら、お願いできればと思います。

【国際協力銀行 藤平】

私どももそれなりにテンション高く、これまで作業してきておりましたけれども、今回のペーパーも含め、多分皆様方も相当短期間の中で読み込み、かつご意見と。実はここには出ていませんけれども、ご質問もいただいて、それに対する回答とかもさせていただいたわけですが、短期間の中で網羅的にご意見をいただいたということに関しては感謝を申し上げたいと思っています。

片方はご意見、片方はコメントということになっているわけですが、広い意味でご意見ということなのだろうと理解いたします。先ほど冒頭に、記念すべき10回ということもあり、いろいろなものに区切りをとっていることを考えていますというようなことを申し上げたのですが、実は、この実施状況確認に関しても、私どもとして、できれば区切りをつけられないかなと考えているところでございます。

この実施状況確認、あるいは確認調査は何のためだったのかということを考えるに、もともと私どものガイドラインの中に規定があって、まずはレビューをしましょうと。具体的に、どこまで、どういうやり方をして、レビューするということは余りちゃんと書いてなかったわけですが、まずは自分たちで内部で調査をして、これは半ば当然の話として、それを皆様方に公表し、それに対してコメントをいただき、それでも必要に応じて追加の確認を行いと。実際、貴重なご意見をいただいて、したわけですが、どこまで行ったら完璧かという問題というのは確かにあると思っています。

いずれにしても、まずは自分たちでレビューを行って、そこから将来に向けての改訂の論点というものが出てくるのであれば、それを踏まえて改訂につなげましょうと。こういう目的だったと思っています。

細かいところまで行けば、ご意見はいろいろあるかと思いますが、私どもの当初の報告書、それから、今回の追加情報提供の書類、さらには、今回いただいたこのご意見、あるいはコメントというものを私どもなりに分析いたしますと、新たな改訂の論点と

いうものは必ずしもあるわけではないと。ただ、論点そのものはあると思っていますし、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、それは既に出していただいた論点を裏打ちするような話だろうと思っています。

なので、まずここで総括の1つとして、これまでやってきました追加情報提供も含めた、この実施状況確認調査のところから、これまで出されている、あるいは私どもから出している改訂の論点以外の新たな論点というものは、結果的にですけれども、なかったという結論にしたいと考えています。これについて何かご意見があれば、あれですけれども……。

それから、2つ目。実施状況確認調査なるものをちゃんとやって、包括的な検討を行って改訂をするということであれば、透明性高く改訂を行うと。その三段論法だったと思うのです。実施状況レビュー、確認、それから包括的検討。それで、改訂をするのであれば、透明性高い議論を経て改訂するのだと。

ただ、正直、やはりふたをあけてみると三段論法では済まなくて、最初から全部ぐちゃぐちゃとはいいませんけれども、全部パッケージになっているのだろうなということではあるのですが、実施状況確認についても何らかの形で1つの区切りをつける必要があるだろうと考えております。これもご提案でございますけれども、まず形式としては、中身について議論があれば別ですけれども、これにつきましては、これまでやってきた実施状況確認に関連する私どもの報告書、それからご質問、あるいはそれへの回答、さらには追加のご要望。それに対する追加の情報提供。最後に、きょういただいたもの。ちょっと満田さんのものを将来のものへの意見という格好にまで、確かにご自身も必ずしも整理はされていないとおっしゃっていたところではあるのですけれども、FoEさんからいただいているものに関しては、将来の実施状況確認に当たってのご意見と、これから得られる改訂の論点へのご意見と。改訂の論点につきましては、もう既に、いみじくも具体的に出されている改訂の論点について聞かれておりますので、これはこちらのほうで議論することですけれども、これをアタッチする格好で、コンバインドするような格好で、私どもとしてファイナルという格好にできないかなと考えています。

ちょっと先に形式の話を申し上げてしまいましたけれども、今、申し上げましたポイントは2つ。結果論ですけれども、この実施状況確認という一連のエクササイズから、これまで出されているものと異なる新たな改訂の論点というものはなかったということが1点。それから、2点目は実施状況確認一連のエクササイズのとりまとめの仕方として、きょういただいたご意見、特に形式的にはFoEさんのものがはまっているのかなという感じはい

たしますけれども、このご意見もアタッチして、いわば、私どもの今回のエクササイズはこれで一たんおしまいになりますが、将来の改訂、あるいは、実施状況確認をまたやるときの参考にするという部分も含めてクローズという格好にさせていただきたいというのが2点目であります。

ちょっと先に結論を申し上げてしまったようなところがあるのですけれども、その中身についてなのですが、いみじくも FoEさんからいただいているもの、パート1に当たるものは将来へのご意見ということなので、私どもはこのいただいたご意見も踏まえて、将来、多分やることになるだろうと思いますので、全く同じやり方をするかどうかは別にしまして、実施状況レビューというのはやることになりますので、そのときの参考にさせていただきたいと思っております。

それから、論点に関するご意見でございますけれども、これはもう既に議論をしてしまった論点もございます。こちらについては、次回以降、予定しております。これまで個別の論点について議論してまいったものの総括を行います。そのときに、私どもなりの個別の論点についての改訂するのか、しないのかという方向感を出すことになります。それをまたまとめた格好でご提示すると。その中で、論点によっては必要に応じて議論することを行うわけですが、その私どものとりまとめ作業の中に反映させていただくと。参考として考慮して、私どもの次回のポジションに反映するということであります。

それから、追加論点ということになっているものについては、これからまさしく議論するので、そこにおける議論の中で議論させていただければと思っております。

満田さんのほうに関しては、私もきょう初めて拝見しているところもあって、時間の関係もあって、ポイントを絞ってお話をされたのだろうと思っておりますけれども、ご質問というよりは、やはりご意見なのだろうと思っております。いただいたものに関しても、将来の実施状況確認につながるものなのか、今の個別の論点につながるものなのかというところはあろうかと思っておりますけれども、本日のこの後行う追加論点に引かかるようなところがあれば、そこでの議論としておっしゃっていただくということで、その議論の対象にすると。過去のもう既に1度議論をしているものについては、私どもなりに分析をした上で、私どもの総括のポジションをご提示する中で、そのとりまとめの作業の中で参考として考えてまいりたいということでもあります。

そういう意味では、このいただいたコメント、ご意見についての私どもの考えというのが3番目になってしまいましたけれども、これが一番最初。その次がむしろ最初のほうに

申し上げました実施状況確認から得られる帰結という話と、実施状況確認のエクササイズをどう区切りをつけるかということについてのお話ということで3点、私からご説明、あるいはご提案をさせていただきたいと思っております。もちろんこの中の各論についてということもあろうかと思いますが、先ほど申しましたように、これからもふさわしい議論の場がありますし、あるいは、将来のステージにおいての考慮ということもあると思っておりますので、今、あえて私どもから個別の論点につきまして、あるいは個別のご意見につきまして何かコメントということではないと考えております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

藤平さん、ありがとうございます。私たちの意見も整理されているようで、されていなくて、非常にみにくくて申しわけなかったなと思うのですけれども、1点だけ。裏のページの一番上にガイドラインの認知度に関する意見を書かせていただいているのですが、ここはどここの論点にもつながりませんし、新たに論点にするつもりもないのですけれども、今後、この認知度に関して、どう高めていかれるご予定なのかとか、簡単に方向性を伺えればと思うのですが.....。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ガイドラインの改訂の論点ではないというようにご親切におっしゃってくださったので、ここで議論するつもりはないということには当然ならないとは思いますが、今の段階で、私どもとして、必ずしも妙案とか特効薬とか、そういうものがあるわけではありませぬ。したがって、まさしく FoEさんからいただいたものも参考にしながら、私どもとして何ができるのかということを考えていくというのが ちょっと教科書みたいな答弁で嫌なのですから.....。

かつ、これは個人的な意見も入ってしまうのですけれども、確かに認知度はそんなに高くないだろうなど。一部の人には高いのですけれども、あるプロジェクトといっても、関係者全員にとって、私どもの認知度というのは高いというわけではないだろうなどという漠然としたあれはもっていたと。それが今回、追加情報提供ということの中で、それが本当に文というか、報告という格好で明らかになった。何となく思っていたものが明らかになったということで、問題意識はこれまでもぼやっとあったのが明らかに出てきたと。私どもとして、何をやっていくべきかというのは、正直これから考えるという状態であります。

ある意味、私どもだけではなくて、ここにいらっしゃる皆様方、NGOの方々も含めて、結果的に私どものガイドラインの普及に貢献いただいたという部分もあるのだろうと思っております。別に宣伝マンをやってくださいというつもりはありませんけれども、皆様方のお力もおかりしながら、認知度を上げていければというように思っているのも事実でございます。正直、今の段階で具体的な案ということまでは行っておりません。そこは本当に申しわけないと思っておりますが、ふるしきを上げ過ぎないような格好で、やれるものから取り組んでいくということだろうと思っております。

ちょっとお答えになったかどうかわかりませんが、以上であります。

【司会】

ありがとうございました。先ほどJBICの藤平さんからございましたご説明といたしますが、リアクションにつきましては、ほかのどなたか、もしご意見なり、ご質問なりございましたら、お願いできればと思っておりますが……。藤平さん、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

まさしく私はそれを聞きたかったところではあるのですけれども、私の最後のいわば総括ということで、実施状況確認調査についての結論は、これでよろしいということでご了解いただけないかなと思っております。

【司会】

はい、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

私、基本的にはこの実施状況確認の中身について、かなりご説明もいただいていますし、今後に活かしていただきたいと思うという点では、区切りをつけるというか、生かせる部分は今後生かしてやっていくという方向に賛成ではあるのですが、1つだけ、余り時間をとって話すことでもないかと思うのですが、この実施状況確認調査についてのやりとりというのは非常に膨大なものになったわけです。実施状況確認調査をドラフト段階から公開してほしいというところから始まって、ここまで非常に長いプロセスがかかってしまった。その中で、私どももいろいろ勉強させていただいたこともありますし、次回はこのようなやり方でやっていっていただきたいという意見が実はここに書いてある以上にいろいろあるわけなのです。JBICさんのほうでも、今回この経験を踏まえて、次回このような作業をやるに当たって、この経験を生かすためにどういうことを考えていらっしゃるのか、あるいはどのようにこの経験を生かそうと思っていられるのかということ、せっかくやった調査なので、ぜひお聞きしたいと思うのです。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

神崎さんのご質問なのですけれども、それは今の時点ということなのか、もう少し後の段階でということなのかと思ったところがあります。と申しますのは、私どもも一連の実施状況確認で、しかも公表を前提にするということでした場合には、今申し上げたように、これのアタッチということで公表ベースのものはクローズかなと考えているのですけれども、まず実施状況確認のみならず、今回、最初は試行錯誤しながらコンサルテーション方式というやり方もやってまいりました。当然、最後、何らかの結果が出た段階で全体をレビューすることは、それこそ JBIC/NEXIとして、少なくとも内部ではやるべきなのだろうと考えています。

いわば、これまでやっていたものの総括です。当然、改訂というのは今回おしまいではないので、いずれまた来るときの参考になるように、我々としても次回につなげるような反省もし、次回への示唆もまとめるようなことはやろうと思っています。ただ、必ずしも今すぐにではないので、それはしかるべきタイミングということしか今はいえずに、ま

ずは目の前にあるものをちゃんと形にすることが先決でありますので、私どもの中でもまだいつとは決めておりません。まずは、それは内部用のものなのだろうと思っています。それをとりまとめた上で、またいずれ皆様方とこのような場でお話し合いをする機会がもてるのではないかと考えておきまして、そのときにエッセンスをお話しする機会があれば、それはそれでいいことなのかなと思っているわけでありまして。

そういう意味では、必ずやります、いつどこでやりますということをお約束するということではないのですが、私どもとして、まずは今回やったことについてのレビューはちゃんと行うつもりであります。それをどこかの場で、皆様方と対話する機会があれば、お伝えするということはあり得るでしょうということを申し上げようと思っています。したがって、現時点でこうします、あるいは、こうするつもりですという具体的なところがまだあるわけではございません。

【司会】

ありがとうございました。ほかのご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしゅうございますか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

サイレントということをご承認いただいたということなのだろうと思っています。実施状況確認というのは、あくまでも1つの部分、パーツであります。私どもも試行錯誤しながら、相当つらいと思っているところもありましたが、やはりやってよかったなと思っていますし、結果的ですが、この追加情報提供の作業に携わったこと、あるいは、その報告をまとめて、皆さんとシェアできたことというのは本当によかったなと思っています。今回のこの経験をぜひ次回につなげたいと思っています。改めて、皆様方のご協力に感謝申し上げます。

ということで、この実施状況確認につきましては、ここで区切りをつけさせていただきたいと思っております。

よろしければ、次に追加の論点に入りたいと思っています。これも14項目あるものですから、時間は幾らあっても足りない部分がありますので、よろしければ、早速入りたいと考えております。よろしいでしょうか。

【司会】

では、引き続きどうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

では、パート2の追加論点に入らせていただきたいと思います。冒頭申し上げましたとおり、一応項番順でやってまいりたいと思います。したがって、まず追加論点1からであります。皆様方には追加分といって、論点整理表がお手元にあると思います。それから、一部補足説明ということで、NGOさんからいただいているペーパー等々あると思いますが、それをごらんいただきながら議論を進めてまいりたいと思います。

まず追加論点1につきまして、NEXIさんから話を進めていただこうと思います。

【司会】

では、NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

追加論点の議論、全体に入ります前に、今回用意いたしました追加論点分の整理表を、前回10日に配ったものから追加がございますので、そのポイントだけご説明というか、フォローだけしておきたいと思います。

前回の10日に配ったものからの追加として記載しておりますのは、9ページ目の黒塗りというか、セルのところ網掛けになっている部分でございます。追加の13と14、これはJACSESの田辺様からいただいていた論点ということで、今回追加になっております。一応ここに追加の13、14ということで書いてはありますが、実はきょう、田辺様から別紙で追加論点13の修正ということでいただいておりますので、多分13の議論のときはこちらの別紙のほうで議論をするのかなと思います。そのときはそのときでこちらのほうを参照していただくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

では、早速なのですが、追加の1番から入りたいと思っております。また、例によりまして、事前にお配りしております資料ですので細かいご説明等は省略いたしまして、まず私どもから論点に関する認識をご説明させていただきまして、それに関して意見交換ということで進めさせていただければと思っております。

では、早速、追加の1番なのですが、整理表の1番目でございます。追加設備投



資を伴わない権益取得ということでございまして、どういうことかと申しますと、追加設備投資を伴わない権益取得案件が影響を及ぼしやすいセクターに分類される場合には、カテゴリ-Aとするというようなご提案でございます。これに関しまして、まず私どもの認識を述べさせていただきますと、端的にいいますと、私ども、現時点で本論点に関する十分な改訂ニーズを認識するに至っていないということになります。

理由を申し上げたいと思っております。まず、追加設備投資を伴わない権益取得案件という場合は、基本的にはそのプロジェクトは操業中のものということになるかと思っております。そういった操業中のものでありますと、現状の把握が容易でございまして、例えば、モニタリングデータ等によって、操業状況を確認することができます。そういったことをすることで、そのセクター、例えば、発電所であったり、製油所であったり、そういったものが適切に運転されているかどうかということは確認可能ということになりまして、こういったものがセクターに該当するからといって、直ちにカテゴリ-Aにしななければいけないというような必然性は非常に乏しいのかなと考えているところが私どもの認識でございます。

以上、非常に簡単ではございますけれども、私どもの認識等に関しまして、何かご意見等がございましたら伺いたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。それでは、ただいまの点につきまして、ご意見、ご質問……どうぞ。

【メコン・ウォッチ 松本さん】

ご説明、ありがとうございます。まず、ニーズを認識されているに至っていないという点ですが、もちろん私たちのほうでは必要性を感じていると。既にこの場でもメコン・ウォッチのスタッフからご紹介したかもしれませんが、個別案件について、具体的にここで議論するつもりはありませんが、やはり問題の認識には、実際にどういうことがあったかというところから行かざるを得ないので簡単にお話ししますと、これは私たちがビルマのガス田をモニタリングしている中から非常に痛切に感じたことであります。このガス田をめぐるのは、既にアメリカの会社、イギリスの会社が撤退し、その権益分の買い増しがJBICの融資によって行われていると。その撤退の理由がやはりその事業の建設段階から非常

に人権侵害、あるいは強制労働等があったという指摘を受けまして、企業側としても、そういう問題の所在は認識した上で、さまざまな企業の事情もあって撤退しているということでありました。

私はこれをJBICのこれだけのガイドラインがありながら、そうした経緯によって権益の積み増しが行われた案件にJBICが融資したことに対して驚きをもったということが今回のこの提案につながっている次第であります。すなわち日本の場合、資源確保はJBIC/NEXIにとって重要なマニフェストであることは重々承知をしております。一方、権益取得といっても、マイナーなパートナーである場合もかなり多いと。

そういう中で、私が一番懸念しているのは、既に起きてしまったことで、その問題は既に前の会社のほうで清算済みで、新しく権益を取得する側は、もう過去起きたことの責任は一切なく、資源に対して権益を獲得できるというようなことをガイドライン上、もし容易に許すことになれば、私は、日本の資源開発が必要であるのに、今後、問題視されかねないと思っております。

したがって、ここのニーズとしては、やはり権益取得には資源開発が結構大きいですが、それ以外にも発電所等もあるかと思えます。そうした、通常、建設時に環境社会面で大きな悪影響が懸念されるようなセクターであります。このようなものについては、やはり建設時、どのような問題があったのか。それに対して、ちゃんとここまで対応されてきたのかということについて確認する必要があると思っております。特に、建設段階で適切な影響評価が行われず、適切なモニタリング計画が立てられなかった事業に対して、後から権益を取得して、モニタリングの報告だけを聞いても、実情についてはわからないと思うわけです。

そういうことから、今、NEXIさんにお答えいただいた点ですが、日本にとって、こうした権益取得等を使った資源の獲得というのが重要であるがゆえに、やはりここについてはそうした過去、建設段階で起きた問題に目をつぶって、権益取得が行われるということにならないよう、ガイドラインのほうで定めておく必要があると思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

松本様、背景に立ち入ったご説明をいただいております。本件の問題の主眼が非常にわかりまして、先ほどの説明の中では、この点、触れなかったのですが、私どものほうで申し上げたいと思います。また、個別の案件そのものについては、私どもでは保険を付保しておりませんし、個別の案件はそもそも論じないということですので、一般問題として変えますところをご容赦ください。

本件の中においては、松本様の今のポイントとしては、過去に建設時、あるいは、操業何十年もやっているものの権益をとるということも想定されるものですから、最近ではそういう民活でのものもありますから、当然あり得るバリエーションだとは私どもも認識していると。私どものほうでは、ここに目をつぶるということは必ずしもないと。ただし、私どもも過去にどこまで遡及できるのか。タイムマシンがありませんので、やはりここにおいては、過去に起きた問題が現在においてどのような形になっているかという点に力点を置いている。この点はスクリーニングフォームの中で幾つか確認するポイントをもってあります。

ちょっと何番ということは余り問題ではないと思いますので、1つは、いつの時点でEIAを取得しているのか。とっていないケースがあるというのは、数十年前につくられた発電所にEIAがなかったという点をご容赦いただきたいところではありますが、基本的にはEIAをいつの時点でとっているのかというのは確認しております。また、大切なポイントとして、既設のものであるが、苦情はあるか、ないかということはお客様に伺っております。

まさに私どもは環境社会配慮をめぐり、このものをカテゴリCにしている前提というのは、苦情がないということ、つまり環境社会配慮上の問題が生じないということ前提にしていることがあります。その上では、まず1つにそういったレプテーションがないのかで、この点はお客様自身にも申告の責任がございますから、先ほどご指摘があったような問題、現在においても解決していないような問題があり、国際社会、あるいは地域社会において、大きく問題として認識されるものであれば、お客様は当然にそれは報告すべきですし、極端な例においては、私どもとしても知り得る場合もあるかと思っております。

特定の案件の名前は出さないということなのですが、人身事故を起こしている油田を内包する案件で、NEXIとしては、そういうものの問題を指摘したこともございます。そうした点については、常々、環境社会いずれにおいても、お客様の申告書、同時に一般

社会における情報等についても留意して、この点は慎重に審査をしているということでございます。

その上におきまして、適切な環境影響評価、モニタリングというところがあるわけですが、この点というのは、既に操業している中において、特殊な、先ほどのような例でいえば、現在進行形というようにも受けとめられるわけですが、物によっては、建設時においては大きな環境負荷、あるいは問題があったけれども、時の流れの中で解決しているものもあるかと思うのです。そのこのところは、ありていにいえば、多様だと思えます。その中では、私たちは常に、現在どうであるかというところで慎重に判断しているということで、一律にということについては、私どもとしては必要はないのだと。

私どもの文章についても、環境負荷があれば、追加設備投資を伴わない権益取得という外形的なところをもって通しているつもりは全くない。むしろ、この外形的な判断によることなく、さらな目で、本当にCなのかということを実際に。気持ちだけではなくて、先ほど申したような実情をとらえる中で明確にとらえている。個々には申せないわけですが、場合によっては、お客様から追加の情報など、実質的にこれはレビューの中でののではないかとお客様からおしかりを受けるくらい厳しくみている場合もあるということで、現状において、少なくとも私ども日本貿易保険の中においては、こうしたことにおいて、先ほど松本様のご指摘されたような案件をこういう形で引き受けている認識はない。きちんとできているということで、あえてこの中に改訂しなくてはいけないニーズはない。

また、このとおりの条文の改訂であれば、多くのところにおきましては、お客様に過剰な負担がかかるという本質的に追加設備投資を伴わない権益取得、何ら問題のないところでカテゴリ-Aの審査をするということにどのくらいの負荷がかかるのか。極端に言えば、EIAがない時代につくられたプラントにおいてEIAをつくるという必要性がそこになくものにまで過剰な負担をかけるのはどうなのだろうかという両方の点から考えて、私どもはこの改訂そのものにはニーズを感じませんが、ご指摘のあった点については真摯に貴重なご意見として受けとめ、今後ともこうした点に遺漏なきよう留意に努める。その意味では、非常に鋭いというか、適切なお助言であったということで、私どものコメントにかえさせていただきたいと思えます。

【司会】

ありがとうございました。松本さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 松本さん】

ありがとうございます。ただ、今のお話を聞いていると、やはりいろいろと審査をされていると。その審査をされていることが非常にNEXI自身の判断によってされていると。これはもちろんよろしいことだとは思いますが、一方では、外からみると、それは非常に恣意的にどちらもできるというようにみえてしまいます。ガイドラインをわざわざ定めているのは、我々がJBICやNEXIを信用していないからではなくて、やはり外からみた透明性、外からもちゃんとそのことが確認されていることをチェックできるということのためにもガイドラインというのは重要だと私は思っています。

したがって、今おっしゃったような配慮の必要性を、もしNEXIさんもJBICさんも認識されているのであれば、私はもう少し権益取得に関して、ガイドラインの中で、過剰な負担にならない範囲の中で、しかし、やはり懸念されるような問題は公開制のことも含めて、しっかりと担保されるような形で、ガイドラインの文言の中で議論させていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

ご意見、どうもありがとうございました。今、松本様のほうで、ガイドラインの文言に関してお話がございましたところですが、今、ガイドライン、お手元におもちでない方も多数いらっしゃるかと思うのですが、これは私ども JBIC/NEXIのガイドラインのカテゴリーCに分類するところをおっしゃっているのだと思います。ちょっとその部分、関連するところを読ませていただきますけれども、カテゴリーCに分類する部分で、こういった場合はカテゴリーCに分類されるよということがございます。そのところ、何て書いてあるかと申しますと、「通常特段の環境影響が予見されないセクター、またはプロジェクト（例：既存設備のメンテナンス、追加設備投資を伴わない権益取得）」ということでございます。

松本さんのご指摘は、多分これを外形的に読んでしまうと、権益取得ということでやっ  
てしまうと、何もせずにカテゴリーCに分類してしまうのではないかとご懸念かと思  
うのですが、これはよくみると、「通常特段の環境影響が予見されないセクター、または  
プロジェクト」と書いてあるわけです。一般的には、先ほど申しましたような操業中のプ  
ロジェクトに関しまして、あるいは、そういったところに例えば企業さんが投資するとい  
ったような場合、常識的に考えると、いわゆる安定操業、そして利益が出ているところに  
投資のお金が行くのかなというところがございます。世の中の多くの設備というものは、  
安定操業しているというのが通常ということかなと思っておりまして、そういった通常と  
いうことであれば、追加設備投資を伴わない権益取得というところでは、いわゆる通常特  
段の環境影響はないのかなという考え方も当然できると思っております。

ただ、その中で、先ほど稲川が申しましたような別の例、特異な例というものもあるのか  
と思います。そういった場合に関しては、ここの部分での通常特段の環境影響が予見され  
ないということには当然該当しませんので、先ほど申しましたようなカテゴリーCに一律  
分類するというのではなく、状況に応じて、BとかAとかということで分類して審査を  
していくというようなことになるのかなと思っております。ここはあくまでも通常特段の  
環境影響が予見されないというところでの例示、いわゆる一般的な、常識的なところでの  
例示になりますので、ご懸念のところも含めて、現状の我々の運用自体も、これに沿った  
運用で対応できているのかなと認識しております。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

私どものガイドライン、NEXI側のガイドラインになりますが、松本様からのご意見に対  
して、さらに補足です。今、佐藤がいったところに加えて、先ほど私が説明した内容のと  
ころがはっきりしないのではないかとごございましたが、私どもの規定の3.環  
境社会配慮の確認手続、(1)スクリーニング、これは私どものガイドラインでは2ペー  
ジになるのですが、ここの中の文言を読ませていただきます。「お客様から提出さ  
れたスクリーニングフォームに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトを次項に定め  
るカテゴリーに分類する」、その後、「必要な場合には、お客様に追加的な情報の提供を

求めることがある」という手続を明記しております。

また、スクリーニングは何ぞやということについて、プロジェクトの実施者、セクター、規模、立地、望ましくない環境影響 大事なところでございます が発生する可能性等に関し、お客様から提供される情報等、つまり追加の情報も含め、発生する可能性のある環境影響を特定し、環境レビューが必要かどうか、これが必要な場合にはその程度を勘案し、スクリーニングを行うということでございますので、必ずしも一律に、先ほどあったような個々の案件について、どのようなものがあるかというところは特定し得ない以上、一般的にここで書いてある中で包含されているこの手続については、お客様、また関係の皆様、現地の皆様等においても知られているところでございますので、私どものプロセスが知られていないということもありませんし、恣意的なことは基本的にできないものだと認識しております。

【司会】

ありがとうございました。松本さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 松本さん】

今、恣意的なことはできないとおっしゃったのですけれども、もちろんガイドラインの改訂というか、NEXIの場合は新しいガイドラインをつくったわけですが、その中でもカテゴリー分類が変更できるという文言を確かに入れているわけです。しかし、もしこれを使えば、ある意味でいくと、もともとのカテゴリー分類というものが意味をなくしてしまいますから、基本的に最初のカテゴリー分類、つまりスクリーニングの結果というのは重要であるということで、後で直せるということを余り強調してしまうと、ガイドラインの議論が余り意味をもたなくなってしまうと思います。

そういう中で、再度申し上げたいのは、先ほどの通常特段の環境影響が予見されない云々という中で、例えば、苦情を今回の論点整理の追加分でも書かれているわけですが、残念なことに、やはり資源開発というのは、非常に強い力によって、住民の反対を抑えたり、ある種、強権的な部分で行われることもあるわけです。これはジェフリー・サックスの資源の呪いを出すまでもなく、そうしたことというのは、開発の世界の中では、最近つとにいわれるようになってきている。つまり苦情を出し得ない環境の中で資源開発が行われることは、決して少なくないといえると思うのです。

ですから、私は、追加設備を伴わない権益取得というのがとりわけ資源の分野で行われることが多いであろうということをかんがみて、やはり人材開発その他と横並びにして、こういう扱いにしておくことは余り好ましくないし、今おっしゃったようなことをスクリーニング段階からやっているのであれば、スクリーニング以上に、それはもう一種、環境レビューの一端をやられているのではないかと思いますので、現状やられているような情報確認については、しっかりとガイドラインの中に盛り込んでおくということが必要だと思っています。

【司会】

ありがとうございました。神崎さん、お願いします。

【FoE Japan 神崎さん】

私も先ほどの松本さんの提案に賛成で、このカテゴリーCの部分に例示としてこう書いてあることは、これらの例示に値するものはカテゴリーCですよというように認識してしまうのではないかと思います。

さらに、私、実際に、これはビルマの案件だったかと思うのですけれども、追加設備投資を伴わない権益取得でC案件だったものについて、この理由をJBICさんにお伺いしたことがあるのですが、そのときにお答えいただいた理由が、この案件は追加設備投資を伴わない権益取得だからですよというような回答をいただいたこともあるのです。ということは、実際の運用が確かにそのプロジェクト自体の環境社会影響を踏まえてスクリーニングするものだったとしても、そのような回答をいただいたことがあるということからすれば、ちょっとそのお答えは、外からみる者としてはそうなのかなというようにちょっと腑に落ちないというか、納得し切れない部分もありますし、やはり誤解を与えるような部分については書きかえをされたほうがいいのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご意見、ありがとうございます。今の神崎さんのやりとりというのは、どのような文脈



の中で出てきた話なのか、誤解なのか、曲解なのか、うがった見方なのかわかりませんし、回答の全文もわかりませんから、そののところをもって論じるには当たらないと思います。この点については、そうした認識、そのような恣意的な、あるいは軽率な考え方で産業界の人がやっているような発言は慎んでいただきたいと思います。産業界の方もそのような浅い認識でやられているのであれば、おっしゃってください。私はそんなことは決してないと思っております。

松本さんのご意見について、強行的な資源開発の問題は私どもも重々承知しております。これは融資をする、投資をする人間からしても、そのようなプロジェクトは、まさにこれが融資や保険の回収の問題になってくるという中で、私どもはそこは非常に注視してみていると。むしろ私が申し上げたいところは、そのような強行的なもので新たに権益をとるお客様がいるのだろうか。違う見方もあるということでございます。

つまり、ここの中で留意しなくてはいけないところは、松本様のお話は一般的に通用する話だとは思いますが、いわゆる強行的な支配、あるいは開発というものは、一般的に開発時にあるのだろうと。先ほどいったような強制労働のような事例というのは、かなり特殊であろうと。その国固有のものでであろうと。確かに奴隷労働とか、そのようなものがあれば長続きしませんし、現にそうしたことで撤収を余儀なくされているネイチャーがあるということも私どもは承知しております。そうした事例もあるからこそ、その点は注意する。

ただ、長く続けている案件は、利益があるから、お客様は権益をとるわけでございます。始めるときではありませんから、これはもうかっているのだと。私たちも1口乗ろうと。ちょっと子供みたいな言い方で産業界の皆様には失礼しますが、そうしたものであるならば、そうした点というのは常に留意しているはずだと。現在、資源開発の失敗している事例の中には、今言ったような問題が少なからぬ要因になっているということは、企業の皆様も存じているわけですから、こうした点は必ず留意してやっているのだろうと。まして、その点を伏せて、あるいは、調べればわかるようなことを伏せて、後々起きた際に、保険金が支払われないとか、告知義務違反といった問題もあるわけですから、企業の皆様は、必ずしもそんなイメージがある、カリカチュアされたイメージの悪徳商人のような方はいらっしゃらないと思っております。少なくとも私どものお客様には。そうした点を切り分けずに、あたかも抜け道かのように、そこを前提にした改訂というものは、私たちはそれが理由なのであれば、全く思わないということでございますので、ちょっとこの部分は最

後に。まだあれば、もう一度松本さんのご意見を伺わせていただきますが、産業界の皆様がここをどのように思われているのか。また、もしJBIC様のほうで、先ほどの神崎さんの発言について何か申すところがあれば、補足いただければと思います。

【司会】

ありがとうございます。はい、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

今の稲川さんのご指摘で、ちょっと産業界からも一言いわなければならないなと考えているのですけれども、例えば、メコン・ウォッチさんのこちらのコメントで、2番目のコメントですか。既に重大な環境社会影響が生じている場合には問題だというように書いてあります。例えば、既に重大な環境社会影響が生じている場合、通常、ここに投資をしようとか、ここに投資をして案件を獲得しようとかというのは、非常に考えにくいなと。なぜなら、投資をする場合には、総量関係のリスク、採算のリスクと同時に、やはり環境のリスクがありますので、既に問題があるということになれば、ここは環境面のリスクからみて、将来に大きな影響を与えるものですから、一般的にはちゅうちょします。その意味で、資源開発に関しまして、特定のちょっとよくなかった例があったのだらうと思うのですけれども、こういう資源開発に限らず、IPP投資とか発電所の関係、いろいろなものがありますので、これが1つあったから、もう全部まとめて、とにかくすべてA案件にして、最初からやり直せというのは非常な負担だと我々は考えます。

そして、どうもお話を聞きますと、とにかく企業が権益をとるのは、いかがわしいものに投資するのですねというようなイメージをおもちなのかなと。特に資源開発とかになりますといろいろな問題がありますので、とにかくいかがわしいと。そうはいいながらも、すべてがすべていかがわしいわけではないのです。いかがわしいときには、ちゃんと企業もCSRという問題もありますし、NEXIさんとかJBICさんのところにもっていても、いろいろなことをいわれて、これはだめだなとか、あきらめますので、そういう十把一からげに、みんなそうだというのはやめていただきたい。

話は全然違いますけれども、前回のときですか。論点の最後のほうで、地球環境問題という論点が出ていましたけれども、そのとき皆さんのとらえ方というのは、これを利用して、水力発電とかなんとかというものを、こういう輸出をどんどんふやしていこう

という産業界のとんでもないあれがあるのだなと。多分そういうイメージでとらえていますよね。ところが、我々がみますと、あれは CDMという CO2を削減する、こういう概念というのは非常にいいものだなと思っているのですけれども、皆さんと我々のとらえ方が全く違うので、いつも議論していて、どうも平行線的なところがあるので、私たちは困っているのです。ちょっと一般論ですけれども、そういう既に問題が生じているようなところには、産業界も変なことをする予定はございませんので、何でもかんでも、とにかく網かけるというのはちょっと困ります。

また、同じように、ほかの国々の権益をとるときも競争がありますので、競争ということもいろいろ考えないといけませんので、そういう観点からもちょっと過重になるのは問題かなとは思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。松本さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 松本さん】

最初に藤平さんからきょうは14までということで、私も絞って話をしようと努力はしておりますけれども、やはりここで落としてしまうと8月はないということですので、落とすわけにもいかないなと思っておりますが、1つお願いがあるのです。私は性善説とか、性悪説とか、そういうものに立って議論するつもりは全くありませんし、2000年にJBICの環境社会配慮ガイドラインの議論が始まってから、その話はよく出ましたけれども、我々は別に企業を性悪に思っているわけでもない。あるいは NGOの性善説などというものを別にもっているわけではありません。そういうことを考えてここで議論をしようと、時間をとってまでは来ないということをご理解いただきたいと思います。

我々がみているのは、あくまで、たった1つの事業でも悪影響を受けた住民にとっては人生のすべてだということです。そのために私たちはここに足を運んでいますし、そういう住民たちと出会ってきた我々の経験が私たちをここに足を運ばせているのだと。ですから、企業の方々がやられた投資が経済や我々の生活にプラスの側面があることももちろんわかっています。ただ、ガイドラインの議論は、あくまで現地で、この事業によって悪影響を受ける人たちがゼロになるように目指すということが私たちの求めているものだと思

っております。そして、重大な影響が出ているのであれば、問題が起きているのであれば、投資をしないということであれば、重大な問題を確認するということはしてもいいはずだと思っています。

つまり、今のお話を振り返れば、そのことを確認するという作業そのものは当然やられるのであれば、ガイドラインの中に盛り込んでも、ビジネスに対して悪影響を及ぼすどころか、むしろビジネスにとっては必要な作業としてやられることであるのならば、一層建設段階で生じていた重大な問題について確認されるということは重要だと私は思います。

【司会】

ありがとうございます。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

松本様、ありがとうございました。この部分はおおむね一通りの皆様からのご意見を承りました。あえて結論という形で申し上げなくてはいけないのですけれども、今の話をすべて聞く中においても、私どもは、今の松本様、あるいは神崎様からのご意見の中のことについては、一義的にはガイドラインに明確に規定しているという私どもの認識に変わりはない。したがって、改訂ニーズがないというところに変わりはございませんが、今、松本様、神崎様、あるいは産業界の皆様からいただいた中において、今後、資源開発というもの、過酷な世界的な競争の中において、日本国の行政機関として、企業さんを支援して進めていくということを標榜している JBIC/NEXIにおいて、まさに先ほど松本様のいわれた私たちにとっては1つの事業にすぎないものが、現地の方、仮に不幸な目に遭われた方にとっては一生のおしまいだという言葉は肝に銘じる。

すなわち、今のご意見はむしろ、どうも神崎さんのところでいうと、スクリーニングの結果の情報公開の形、あるいはそうしたお問い合わせに対する対応の問題であると。私どもは、やっていることそのものに瑕疵はない、あるいは規定しているところに瑕疵はなかったと思う。その案件はどうだったのかという点についてはご容赦ください。私が答えるところではありませんので。しかしながら、基本的に私どもはそこに瑕疵はない。ルール、運用にはないが、説明責任を果たしていく、情報公開を果たしていくという別の論点でまさに焦点となっているところにおいて、改善の余地はあるのかもしれない。

また、少なくともこの中で多くの方から出たご意見を、心してこうした点について、つ

まり権益取得なので、これはアプリアリにCですよというような誤解を与えてしまったことがあるのでしたら、それは厳に反省し、二度とそうした誤解を与えるような説明、情報公開が生じぬよう肝に銘じ、以後、努めます。また、そうした誤解が生じないような書きぶり等も情報公開の中で考えていく。まさに、スクリーニングの公開というところは情報公開の1つの論点になっておりますので、その点であえていえば、他の論点及び運用の中で考えさせていただくという意味では、今のご提起において、このとおりの改訂のニーズはないということに変わりはありませんが、ニーズはある意味、受け取ったということで、この論点については、ここでの議論は終えさせていただければと思います。

【司会】

では、満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

多分、神崎さんと同じ案件なのだと思うのです。私もJBICさんから同じ説明を受けたことがあるのです。私も追加設備投資を伴わない権益取得はCなのかと納得して引き下がった記憶があるのです。これはJBICさんのガイドラインをみているのですが、7ページ目のカテゴリCの例示が適切ではないのではないかと。カテゴリAとするというところはさておき、この例示から追加設備投資を伴わない権益取得というところを削除するだけでいいのではないかと気がするのですが、そこら辺についてはどうなのでしょう。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

それは違うと思います。追加の設備投資を伴わない権益取得は環境影響が生じないということの典型的な一例であることには変わりはありません。それは特殊な例をもってして、こうであるからこうだというトリックにすぎません。これが一番わかりやすい類例であることについて、私どもは何の改訂ニーズも感じませんし、そこは議論すらするところでもないと思います。そういうものがすべてそうではないという説明は、皆様もできないはずで、これより適切なこういう類例があるのかどうかということもご説明できないと思

ます。

わかりやすいように例示をするということはガイドラインの1つの機能であります。仮にお客様のほうから、これですよねともってきて、違うのであれば、違うと私たちは審査すると申しているわけですから、それをなぜそこを抜けばいいのではないですかということに至るのか、理解できません。申しわけないですが、理解できません。同じような意見でしたら、それはもう私どもは変えないということでございます。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

私はこの論点は黙っていようと思っていたのですが、ちょっとだけ。記念すべき第10回コンサルテーションで、NGOの人たちは企業のやることは全部悪いと思っているのかというようなことをいわれるというのは非常に残念で、そうか、私たちの議論というのはそのようにみられていたのかなとちょっと悲しい気分でお話ししているのですが、私のコメントは2つあります。

1つは、これはもう既に出ている論点であります。先ほどからご説明いただいているカテゴリーCにただ分類しているわけではありませんよと。きちんとこういう点もみた上でカテゴリーCに分類しているのであって、そうでない場合もあるのですよということは、やはりこのガイドラインからわからないと私は思います。それはJBICの方からそのようにご説明していただいたという話があり、あるいは、少なくともこのガイドラインをみた多くの方がそう思うのであれば、このガイドラインの今の書きぶりというのは、実際の皆さんがやっていらっしゃる実務とは若干離れたものがあり、外部に対する説明の仕方としてはやはりおかしいのであろうと。それは実際に追加権益取得の場合であっても、こういうことをしているのですよというのはきちんと外に説明する。ガイドラインというのはそのためのツールなのだろうという気がいたします。

そういう意味では、先ほどからおっしゃっているこういうものであっても、きちんとこういうものをみているのだという内容というのは、やはり環境レビューの中身の問題であって、実際にスクリーニングの段階で、それを一体どのようにスクリーニングするのかといった議論とは、ちょっとずれた議論なのではないかと思います。

もう一点なのですが、先ほどから私たちが例として持ち出しているのはJBICの事業の話であって、もちろんそれについて説明してくれというつもりはないのですが、先ほどから具体的な実務としてご説明していただいているのはNEXIの実務であって、JBICの実務ではありません。そこに若干議論のずれを感じていて、たまたまこの論点がNEXI担当であるということは重々承知しているのですが、JBICの方が一体どのようなことをなさっているのかということについては、この議論を打ち切る前にきちんとこの場でご説明いただきたいと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

福田さんに誤解を与えたかもしれないなと思っています。もちろんある意味の役割分担のようなものをしないと、論点が五十幾つもあるものですから、それは当然のことだと思っておりますけれども、NEXIさんがしゃべっておられることはNEXIさんだけに適用される話ではありません。当然私どもともすり合わせた上での話です。

それから、私どもが実務でどうやっているのかということについては、まさしく前回、実施状況確認の追加情報提供のところでお話を申し上げていると思います。私どももNEXIさんがいわれたこととほとんど同じやり方をしていて、つまり何をもって環境レビューなのか、あるいは何をもってスクリーニングなのかというところは、こういうガイドラインであれば、ちゃんと追加の際に物事をやっていくということからすれば、わかりやすさからいっても、スクリーニングがあって、カテゴリー分類があって、レビューなのだと思いますけれども、実際問題、鉱山セクターのものについて、かつここに書かれているような追加設備投資を伴わない権益取得案件だからといって、何も考えずにカテゴリーCにしているということはしていないわけです。それは繰り返し申し上げますけれども、前回、追加情報提供という中で、私どもはちゃんとご説明しています。

ガイドラインの中では原則というように書かれているので、原則カテCなのだなというようにみえてしまうというところが問題なのかもしれません。ただ、その前には、別に揚げ足をとるとか、このように読めるのですとかいうつもりはありませんけれども、カテ

リーCというものは例示でこういうものだということをいう前に、環境への望ましくない影響が最小限か、あるいは全くないと考えられるプロジェクトだと、まずちゃんと一般論としていっているわけです。

その前の段階で、スクリーニングのところでは何といているかといったら、いわば、借入人、あるいはプロジェクト実施主体の方々から出されたものだけを頼りにしてスクリーニングをするということではないということも書いてあるわけです。それをレビューというのか、スクリーニングというのか、それは言葉の問題だと私は思います。別にスクリーニングをするときに、中身についてもちゃんとチェックした上でスクリーニングをし、カテゴリー分類をするということでも問題ないと思いますし、それがそのガイドラインと矛盾するのかという、そういうことではないです。スクリーニングのところにちゃんと書いてあります。いろいろな状況を勘案し、カテゴリー分類を行うと書いてあるわけです。

確かに松本さんがおっしゃるように、不幸なことになってしまった人々がいるプロジェクトに、曲がりなりにも結果的に貢献した、手をかしたということがあるのであれば、それが本当に事実であれば、それは残念なことだと思います。それを私どもはいいかげんに、あるいは残念なことでしたね、単なる一例でしたねというつもりはこれっぽっちもありませんが、一方でそうでない案件もたくさんあるわけです。

先ほどの議論の中でも、追加設備投資を伴わない権益取得の案件がカテCの例となるものに関して、それをとればいいではないですかと。それは違いますよねという稲川さんのおっしゃるとおり、そうでない案件はたくさんあるわけです。もちろん鉱山開発案件、あるいは、その追加設備を伴わない案件であっても、マイニング関係のものは、一般的にみれば、環境センシビリティになるよねということは、私どもも、それからプロジェクトの実施主体たる産業界の方々もいわれなくてもわかっておられると思います。その上で、私どもはこの環境ガイドラインの規定はまだ使えると思っていますし、変えるニーズはないと思っていますし、実務で対応しておりますし、その内容がここで書かれていることと矛盾するとは思いません。あくまでも原則ですし、その前にカテCとは何ぞやという話もやっていますし、さらにはスクリーニングにおいて、こういうことも勘案するともいっていると。それをレビューというのか、スクリーニングというのか、それは言葉の問題だと思います。

それから、同じビルマの案件なのでしょう。JBICの人間にこういうことをいわれました。それは正直、私には検証のしようがありません。したがって、それをもってどうこう



というように判断はできないと思います。ビルマの案件はそうだったかもしれませんが、ほかにもきちっと環境社会配慮をしている案件もたくさんあって、そういうものをむしろセレクトして、産業界の方々は投資とかをなさるだろうし、私どももそういうものに与信をしていくということだろうと思っております。

私からは以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【メコン・ウォッチ 松本さん】

手短にしますが、やはり1つだけ納得いかないのは、ほかのプロジェクトはという議論なのです。我々は量的な調査をしていないですし、そういう意味でいけば、例えば、10のうち1件、そういう案件があったら多いのか少ないのかとか、世銀、ADBでもよくやりますけれども、何%が成功である、失敗である。そういうやり方をとらないとしているのはJBICの方針だと思うので、この場で量的な話をされるのは、私はJBIC側からもNEXI側からも、もしそういうお話を出されるのであれば、世銀やADBのように、何%が成功で、何%がミディアムで、何%が失敗だということを受当なカテゴリーをつけて公表していただきたいと思うのです。

そういうことはなされないという前提で議論しているので、余り量的な話をこの場でされて、我々の主張を矮小化する可能性のあるようなことは、できればやめたほうがいいと思うのです。しかも、環境社会配慮ガイドラインの議論ですから、そういう案件が1個あったということを我々はどう考えるのかというように考えていただきたい。そういう意味からいけば、私はこのカテゴリー分類のところの記述を変えることにはこだわりはありませんけれども、一方で、情報公開であるとか、ア priori にCだという印象を与えていることそのものをどのように変えるかとか、議論の仕方は幾つかあると思います。そういう意味では、私は、7、8月ですか、今後、具体的なガイドラインの中身の議論のところ、その部分は引き続き議論をしたいと思っています。

【司会】

ありがとうございました。済みません。では、あちらの方、お願いします。

【日本プラント協会 長田さん】

松本さんがおっしゃられた何件あるうち1件でも何か問題があった場合には、その1件にかかわる方というのは100%だというお話、私も全く同感であり、ここにいらっしゃる方もそう感じていると思います。

問題は、ほかの論点もそうだと思うのですけれども、今回、論点として上がってきているもの、例えばすべてを対象にして取り組もうというのが一番望ましい形であろうということも皆さん理解されていると思うのです。では、実際にそれをやろうと思った場合に、どうしても弊害が出てくる。人的な制限もある。時間的な制限もある。物理的に難しい点もある。国情もある。そういう観点を考えて、どこにバランスを置くか。というような観点で、皆さんお考えになられていると思いますし、産業界でもそういう立場で意見を申し上げている。ほかの方もそうだと思います。

その中で、やはりこれは重要だと思うものについては、私どもとしてもできるところまでご協力できるような形にし、ここはちょっとそこまでは必要ないのではないのでしょうかということについては意見を申し上げるという立場でお話をさせていただいております。

この点について申し上げますと、今回の追加設備を伴わない権益取得ということになりますと、原則として、恐らく大きな影響はないだろうという前提に基づいて、このガイドラインに書かれていると思っております。その中で、やはりレアケースとして、そうでない場合もありますというお話なのですけれども、そこは今のガイドラインの範囲内で対応していただいているということ。さらに、これをガイドラインに盛り込んだ場合に、問題ないプロジェクトについてもやらざるを得なくなるということ。そういう場合にかかる労力、時間的なものを、どのようにバランスをを考えて、その目盛りをどこに置くかという形で考えるべきだと思います。

そういう観点から、この場合、こういうケースで問題になっているものというのは、既にあるプロジェクト、もしくはケースに対して、何らかの問題が発生している場合は、JBICさんとして、もしくはNEXIさんとして融資すべきではないということであれば、それは現状の中で検討できるのではないかと私は思います。そこら辺は皆さんそれぞれのお考えがあるかもしれませんが、私としてはそのように考えております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

手短にしたいと思います。先ほど藤平さんが一連のプロセスで事業の環境影響等をみていく。それで、JBICなり、NEXIなりがとるアクションがスクリーニング、カテゴリー分類というところに行くのか、それが環境レビューという名前がつくのか、それは重要ではないではないかというようなことをおっしゃったのですが、私はそうは思わない。それがBになるか、Cになるかというのは、その後の手続。特に、情報公開について相当な違いが出てくると思うのです。それは環境社会配慮上の主要な文書の公開状況が変わってくるわけですし、あるいは、融資決定後、環境チェックレポートを出すか出さないかというところも変わってくる。結局、Cになってしまえば、Cにする段階で、何かみていらっしまったのかもしれないですが、その内容は我々にはわからない話になってしまうわけです。それはあくまでスクリーニングという段階があって、その後、どれだけ JBIC/NEXIの皆さんが情報を出し、きちんとみていくかということのをそこで一たんきちんと振り分ける作業は決して その前後が余り重要ではないということにはならないですし、もっといえば、外からみれば、それは非常に重要な違いになってくるのだということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。では、今に対して、JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

やはり熱く語ると人に誤解を与えてしまうものなのだなと思って反省しています。

私は別にスクリーニングとか、そういったプロセスとかが重要ではないといっているわけではありません。申し上げたかったのは、これは一部レビューではないのかということ。スクリーニング段階でやっている。その上でスクリーニングをして、カテゴリー分類をしているということでも問題があるわけではないでしょう。実際には、スクリーニングの中にもいろいろなことを考慮すると書いてあるのだからといっているわけです。さら

にスクリーニングして、カテゴリー分類をしたところで、我々は今も情報公開をしていますけれども、ここの情報公開の部分について、今までよりももう少し情報公開の度合いを上げようということを考えているということも申し上げております。カテゴリー分類の段階でも、少なくとも今までのようなものではないという方向感をもっているのも事実です。したがって、ご懸念には当たらないと思っております。

私がまとめるのも変かなとは思っていますけれども、NEXIさんもお話をされたし、しかも、それはJBICと同じ内容ですし、JBICが話している内容も、NEXIさんは言葉の使い方がおかしいかなというところはあるかもしれませんが、基本的には同じベースの話だと思っております。

1つだけ確認しておきたいのは、メコン・ウォッチさんなのかもしれませんが、追加論点1で出されている論点というか、提言そのものは、これだけ文言をいうとある意味エクストリームなのです。いただいたご提言そのものではないのですよねということです。したがって、この提言そのものの内容ですと、これは私どもとして取り上げられないというのはおわかりいただけますね。つまり追加設備を伴わない権益取得の場合であっても、影響を及ぼしやすいセクターに分類される場合には、一律カテゴリーAに分類される、これは違うということはおよろしいですね。思想的にはそういうこともあっていいと思っておりますけれども、私どものこれまでの説明からいったら、そういうことではないということをご理解いただけているものと思えます。

新たな視点でのお話が出るというようには思いませんので、よろしければ、ここで追加論点1は終了したいと思います。よろしいですね。続けていいかどうか、一たん、司会に返します。

#### 【司会】

済みません。先ほどから議論をお伺いしていると、皆さん一生懸命お考えをお話になっているのはよくわかるのでございますが、前回も申し上げたかもしれませんが、極力感情的なご発言にならないようお願いできれば……。どなたに申し上げているということではございませんが、常に皆様、その点ご留意の上、ご発言をいただければと思います。つまらないことで、余計なことかもしれませんが、よろしく願い申し上げたいと思えます。済みませんでした。

では、満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

せっかく締めくくりをされようとされていたのに大変申しわけありませんが、1点だけ、小さい点ですが……。先ほどプラント協会の長田さんがおっしゃったとおり、このメコン・ウォッチさんが出された論点の今の議論から派生してきた話というのは、追加設備投資を伴わない権益取得案件が一律カテゴリーCになってしまうようにガイドラインで例示されていることが問題だと私は感じたのです。済みません。長田さんの名前を出してしまったのですが、長田さんが先ほどおっしゃられたのは、ガイドラインを改訂したときに、要は、問題ではない案件まで過剰な負担を強いてしまうのではないかということだったと思うのです。それはNEXIさん、JBICさんもそのようにおっしゃっている。今、カテゴリーCの例示から外したところで、JBIC/NEXIさんのオペレーション上、しかるべき情報収集をされて、問題がない案件はカテゴリーCに。過去、あるいは将来、大きな環境影響、あるいはある程度の環境影響が生じそうなものはカテゴリーBにとが、そのようなオペレーションになると思うのです。それはそれで自然で、ガイドラインを読む側にも誤解がないかと思うので、あえてご提案させていただきました。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

満田さんのお考えはわかりました。私どもと同じかどうかといわれれば、ちょっと違うといわざるを得ないのですけれども、私どもとしても、そのご意見は踏まえた上でということになると思います。

よろしいでしょうか。追加論点2にまいればと思いますが、NEXIさん、1はよろしいですか。

【日本貿易保険 稲川】

1はいいのですけれども、ちょっと確認なのですが、今、藤平さんは「踏まえる」といったのですけれども、意味がよくわかりません。これは全体に進めるときなのですから、もともとメコン・ウォッチの松本さんの提案のところでいろいろな意見が出ることは結構なのですが、最近流行のスピンオフという言い方をしますよね。派生的など。でも、

あれのもとの意味は、脱線とか脱落を意味しているので、新しい論点を出したいのだったら、ペーパーで出していく。論旨がだんだんすりかわったから、今のところで著しく時間がかかったのではないかと私はちょっと思いますので、今の話は「承った」という意味で、藤平さん、よろしいですね。別に新しい論点とか、そういうことではないと私は思います。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

確認のためですけれども、そのとおりです。お聞きしたということです。  
では、追加論点2のほうに、よろしいですか。休憩とかではないですね。

【司会】

どうぞ。それでは、続けてお願いします。

【国際協力銀行 藤平】

では、続けてまいりたいと思います。

追加論点2につきましては、実施状況確認における透明性の確保ということでいただいているわけでありまして、ポイントは、やはりこれも提言そのものが、私どもの感覚ですけれども、かなり極端な内容を含んでおられるかなと思っていますが、肝となるのは、実施状況について1年ごとに確認してと。それで、ステークホルダーとの意見交換会を行う。さらには、ガイドライン改訂とか、その前の包括的検討においても、透明性の確保とステークホルダーの意見を聞きつつ実施すると。

後段のところは、いわば当たり前のことをおっしゃっておられるわけですが、やはりきついなと思っているところは1年ごとという話と、その確認結果に基づき、ステークホルダーとの意見交換会。この意見交換会というもののニュアンスなのだと思うのです。そのところが私どもからすれば、この問題、あるいはこの論点の焦点だと思っているわけでございます。

私どものスタンスを先に申し上げますと、ここもこの内容での改訂には当たらないだろ

うと思っております。その理由なのですけれども、実施状況確認調査というものは、ある意味、今回初めてやったようなものであり、過去もやったことがあるかもしれませんが、ここまで包括的にやったことはなかったわけでありまして。私どもはこれと同じやり方を今後も続けていくかどうかわかりませんが、では、今、別のやり方が直ちに浮かんでいるわけでもないということからすると、やはりこれまでやってきた実施状況確認調査のやり方をどうしても頭に置かざるを得ない。これはかなり作業負担が重いと思っております。

この後、どのタイミングで改訂をやるのか。また、5年後にするのかということはあるかと思っておりますけれども、1年ごとに実施状況確認調査をやるというのは、これだけやっていなさいと。仕事として人を張りつけてやりなさいといっているようなものでありまして、もちろん必要であれば、それはやるのですが、さすがにそれはコストメリットを考えたときに、1年ごとというのはきつい話ではないのかなと思っております。メコン・ウォッチさんの真意も違うのかもしれないなと思いつつながら、今の実施状況確認調査を前提にすると毎年開催というのは現実的ではないですねという話。

それから一方で、後段の話になるのでしょうかけれども、今回のコンサルテーションというものも、試行錯誤しながら、今回この改訂という枠組みにおいては初めてとったやり方になるわけです。はなから、こういうコンサルテーションをやっているというのは。これもいろいろ反省するところはあるのだらうと思っておりますが、逆にいうと、これは大枠としては比較的いい枠組みなのだらうなと思っております。将来もこれと全く同じやり方をするかどうかということまでギャランティーするものではありませんけれども。そういったことからすると、実施状況確認というものにフォーカスを当てて1年ごと、かつそれ用の枠組み、交換会を設けるというのは、やはりちょっと違っただらうなと思っております。

ただ、NGOさんだけではなく、たまたまNGOさんとの間では、JBICとして、NGO-JBIC定期協議会という名のもとに、必ずしもこれ以外の論点も含めた協議会というものをこれまで行ってきました。今後、私どもの組織が2つに分かれてしまうこともあり、これをどうするのかというのは今後の課題だと思っております。いわば、NGO-JBIC協議会にかわるステークホルダーの方々との何らかの対話。テーマは実施状況確認だけに絞るとか、そういうことでもなく、テーマそのものもオープンですし、枠組みとか、そういったものもオープンな考え方なのだらうと思うのですけれども、ステークホルダーの方々との対話というのは、JBICとしては新しい組織になってからも必要なのだらうとは思っております。こ

れは今後の検討課題だと思っています。

いずれにしても、当面はこの環境ガイドラインのコンサルテーション会合をちゃんとやって、環境ガイドラインの改訂をするということが最重要課題だと思っていますので、まずはそれをやってからということではないかと思います。いろいろ申し上げましたけれども、結論としては、この論点についての改訂ニーズというものは、私どもとしては認めるのは難しいだろうと考えている次第であります。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

FoE Japanが提案といいましたが、一緒に考えて、この提案をさせていただいたこともあったので、私からちょっとお話しさせていただきたいと思います。恐らく前の論点と違って、そんなにぎしぎし長い時間をかけて議論するところではないと思いますので、簡単に背景を申し上げさせていただきたいと思います。

この提案は、恐らく2つの私たちの問題意識が背後にあります。1つは、今回の実施状況確認のやり方というのは、手順として、このガイドラインの議論のために行った調査としては余りスムーズではなかったなと。私たちとしては、相当改善してほしい点がたくさんあると。次にこういうエクササイズをする際に、そういったものをどのように反映できるのだろうという問題意識が1つあります。もう1つは、今後、ガイドラインが実際に実施されていく中で、JBICの皆さん、あるいはほかにここに集まっていっしょの方とどのような情報を交換し、意見を交換する機会をもつことができるだろうという2点がこの提案の背景であります。

1点目については、先ほどから追加情報のところで、もう既に藤平さんがおっしゃっていたと思うのですが、これまでの実施状況確認に関するJBICの報告書、あるいは、私たちとのやりとりというのがひとまずがっちゃんこした上で、この一連の改訂のプロセスの後に内部でレビューをし、後に残していくということをおっしゃっていたので、この点については、私たちとしては、今回さまざまな議論が行われたということを経た後の同じようなことに反映していただきたいですし、その点については、このガイドラインの改訂が一段落してから、改めてそういう話をさせていただければいいのかなと思っているところ



です。

特に今回、調査の内容で、後から現地に行ってください、あるいは、もうちょっと個別の事例がきちんとみえるような調査をしてくださいということをお願いし、その結果、出てくるのがこのタイミングになってしまったというのが私たちは非常に残念だと思っていますし、そういった点については、またぜひJBICさんのほうで組織として引き継げるような形を考えていただければ、この論点についてはいいのかなと思っています。

それから、もう一点の意見交換会の話であります。今、藤平さんがおっしゃったとおり、NGOとJBICの定期協議会というのは年に4回開催されておりまして、これが新しい組織になったときに、どういう形でやるのがいいのだろうなど。あるいは、そもそも続けていただけなのかどうかということもわからない中で、こういう提案をさせていただいたのがあります。ただ、JBICとNGOの定期協議という形でこういう話をさせていただくのもいいかもしれないですし、あるいはそれだけではなくて、こういうさまざまなガイドラインにかかわる方に集まっていただく中で、実際に運用について意見を交換させていただくという場を設けることができるのであれば、それはそれでまた違った議論の展開があり、私たちもこの議論の過程でいろいろ学ぶこともありましたので、そういったこともあるのかなと思っています。

これもまた新しく10月に組織が変わると思いますので、その前後のタイミングで、どのようなやり方がいいのだろうということをご相談させていただきたいと思っています。なので、この文言をガイドラインに盛り込むべきだという議論を余りここでぎちぎちしようというように思っているのではなく、むしろ今後の運用のプロセスについて、それから、次の実施状況確認を行う際にどういうことを行うのかということについて、また継続的にお話しできる場を設けさせていただければ、この論点については、それでいいのかなと思っています。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

福田さん、ありがとうございます。建設的なお話をいただきました。当然先ほど申し上げ

げた全体の一連のプロセスのレビューをもう少ししてから後で行うということをいっているのに、余り先走ったことは申し上げられない視点も、今、福田さんがおっしゃった中で、例えば、現地調査から得られるインプットというものも実施状況のプロセスの中に入れたほうがいいのかとか、事例を上げる格好で、皆さんにわかる格好、よりわかりやすい格好で報告書のようなものをまとめたほうがいいのかと。ここら辺はそうだろうなと思っています。いずれにしても、総括は後で行うということになります。

それから、対話の枠組みということ。その中でのガイドラインの運用とか、そういう話の議論ということなのだろうと思うのですけれども、今の段階では、組織が10月1日でがらっと変わってしまうということもあって確定的なことが申し上げられないということなのですが、私どもとしては、仮に新しい組織になったとしても、今まで皆様方とこういう対話をしてきた。NGOの方だけではなく、ステークホルダーといわれる方々との対話が全くぶつと切れるということは現実的ではないだろうなとは思っています。枠組みは、これまでのNGO協議会という枠組みよりかは、もしかしたら今のコンサルテーションのようなもののほうが皆さんの意見が聞けていいのかなと。1つの示唆を与えてくれているものだなという感じはもっています。

いずれにしても、結論については、福田さんがおっしゃってくれたことは私どもとしてもありがたいと思っておりますので、改訂ということに関しては、私どもの考えはそのまま維持したいと。改訂の可否という点については、私どもの先ほど申し上げたポジションを維持したいと思っております。

ほかにご意見がなければ、追加論点2は以上でクローズということにさせていただきます。1回、司会にお返しします。

#### 【司会】

論点の2番につきましては、これでよろしいでしょうか。もしよろしければ、ちょうど時間がよろしいので、ここで10分ほど休憩をとらせていただいてもいいですね。3時50分からまた始めたいと思いますが、そのようにさせていただきますでしょうか。それでは、10分間の休憩ということでお願いします。

(休憩)

【司会】

それでは、そろそろ時間でございますので、再開させていただければと存じます。

引き続きまして、追加論点整理の3点目でございます。そのところから再開させていただければと思います。それでは、これにつきまして、まずNEXIからご説明をお願いします。

【日本貿易保険 稲川】

みずから脱線をしないように、誘発しないように心して頑張りますので、鈴木先生もご協力いただければと存じます。

論点3、地域社会・労働者の安全・保安ということについて、ご趣旨のところは読ませていただきました。その中におきまして、私たちとして、1つの改訂の形ということでオファーをさせていただきたいと思います。前々回だったと思いますが、論点の22番で、労働環境といった言い方で論点を取り上げた際に、こうしたキーワードというか、労働という文言をガイドラインで配慮すべきものの中に入れていくというところはどうですかねと。細かい部分はあったのですけれども、その部分については余り開きはなかったと。

その際に、福田さんでしたか、鈴木さんでしたか、ちょっと失念しましたが、いわゆる適用の範囲というところもあって、狭い意味での労働契約とか組合については、直営の労働者ということはあるのだろうけれども、安全配慮的なものについては、そこに雇用の間の格差はあるべきではないというご意見がありまして、この点を踏まえまして、私どもとして、仮の言葉でございますが、労働安全環境、ポツを入れても結構でございますが、労働安全環境というものを私どものほうの配慮すべき環境の子供の権利とか、ああいうものがずらずらっと並んでいるものの中に、まず1つ入れていくのではないかとということが1点。

具体的に、先生は今回のところでは警備要員のことについてフォーカスされているのですけれども、むしろ私たちの受けとめとしては、これが規定されているのはIFCのPS4でございますが、IFCのPS4はここだけではございませんで、むしろ広範な労働者、あるいは周囲の地域の皆様に対する安全ということにフォーカスされております。一般的に私どもが現在チェックリストの中で、少し飛び地になっているのですけれども、事故防止ですとか、安全教育ですとか、ハード面、ソフト面等のところを規定しておりますところ、また今回ご提案いただいた警備要員の問題につきましても、直接的にこの文言そのものは書

いてございませんが、もちろん地域の方の安全というところ、人間の健康と安全への影響という文言の中で包括的に読めるところでありますし、実際、必要に応じて、警備要員の方との地域の方からの懸念等がある場合には、そういうことが起きないように管理体制等については確認に努めているところでございますので、このところとしては、労働安全環境という広範な言葉を入れるというコンセプトが1つ。

もう1つは、では、現行で安全なところというのはどうやっているのですかという、チェックリストの中で事故防止ですとか、そういったことを入れているということでございますから、その並びの中で、先般出ました労働環境のようなご提案も含めて、改訂の方向性の中で提示させていただきますけれども、チェックリストの中のチェック項目の位置として若干メンションさせていただくのかなというところでございます。それが私どもからのご提案でございます。

【司会】

ありがとうございました。鈴木さん、お願いいたします。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

今、お話をいただきまして、私がこの提案を考えるときにも、コミュニティーに関する安全の問題と労働の問題が両方あって、安全というくくりでくれば、労働とコミュニティーを一緒に規定すればいいのですけれども、労働という規定でくると、普通の事故時の対応という労働安全みたいなものとセキュリティーガードの問題を一緒にくくるべきだろうというのがあって、どのようにくくるかは、労働は労働のところで一緒にくくってもいいし、安全は安全問題としてくくってもいいのかなと思ったのです。労働というものがそもそもカテゴリーとしてなかったものなので、セキュリティーガードに関する安全のところは全部ここに入れてただけなので、そっちは労働者の問題として労働でまとめるというのは、それもそれで1つのやり方かなとは思っています。

それで安全の問題、例えば、IFCのパフォーマンススタンダードではプラントの事故とか、その他いろいろなことも含まれた中の1つの話として、このセキュリティーガードの問題があるというのは私も重々承知していて、ただ、チェックリストの中に既に事故への対応とか、そういうものが入っているので、あえていうと、やっていますといわれるだけだろうと思ったので、これをフォーカスしたということではあるのです。

それで、チェックリストの中に入れて、実際、今もみているし、入れることも考えることであればいいのかなと思っているのですけれども、私が1点懸念していて、ガイドラインに安全の問題を書いたほうがいいと思っているのは、要するに、事故みたいなものは起こってもしようがないというような前提にならなくて、それは防止しなければいけないでしょうという前提にしかならないのでいいのですが、セキュリティーガードの問題は、やはり周囲の安全状況に応じて強い態度をとらざるを得ないという問題が実際問題あるということのはわかるのです。そうすると、ガイドラインに書いてあることは何でもそうですが、原則としてそうだという原則的な基準なものですから、だんだん基準が相対化してくるということがあるのです。

ただ、セキュリティーガードの問題は人の生命にかかわる問題なので、例えば、正当防衛以外に火器を使わないとか 火器というのは銃のことですけれども 国で許可されている権限がないのに、人の身柄をとらないとか、脅迫をして、いろいろな情報を取得しようとしなくて、そういうコアになる部分というのは多分あって、そのことは要するに

私のところの中では、国連のいろいろな宣言とかを引用させていただきましたので、それは繰り返さないのですが、そういうコアになる部分があるのです。やはりガイドライン本文に基準として明示されていないと、危険だから、その地域ではしようがないでしょうということ、だんだん基準が相対化されていくことを危惧するので、一応コアになる部分は守るということで、この安全の問題はぜひ本文に言及してもらいたいなと思っていますところなのです。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ありがとうございます。ちょっと変なことをいってみるのですけれども、人の命に軽重はございませんので、IFCの基準の中でみていまして、ここが別に十幾つあるもののうちの one of themであることには.....具体的には3つ入っていますから oneではないのですけれども、one of themであることに変わりはありません。事故によって生命を失われる方、安全教育の不足によって人命を奪われる方、あるいは警備の問題から仮に人命を奪われる方、等しく尊い命が奪われることについては配慮されなくてははいけません。その意

味で、人間の健康と安全への影響という言葉は最も等しく包括的にとらえているという点で、私どもは問題がないと思っております。

また、誤解がないように、警備については1項目をそうした安全の自由、IFCに由来するとは申さないののですけれども、今のところIFCのパフォーマンススタンダード以外にこうしたものの類例をわかりやすくとらえているものが、これが最もわかりやすい国際基準、あるいはそれに類似するものであるかなと思っておりますので、このところになるべく即して、また現行のガイドラインにおいて、チェック事項として瑕疵がないとも申しておりますので、なるべく現行のガイドラインの枠は崩さず、しかし、警備については1つの着眼点として入れるということでご理解いただければと。

ちょっと変な言い方をすると、先生の場合にはヒューマンライツ・ナウさんという名前のとおり、人道のところを中心にありまして、人道と環境というところは、人道を真ん中に考えると、ここを真ん中に据えたいというところをご主張としてあることはわかりますし、私も人の命が最も大事だということについて異を唱えるものでもありません。

また、一般論として、こうしたご指摘のような恣意的拘禁、脅迫、超法規的処刑などがあってはならないものと認めつつも、それが環境のところにおいて、過去に著しく生じている問題であるのか。事故等々の蓋然性の中でどうなのであろうかといったところまで勘案したときに、このみをハイライトするということはガイドラインのバランス上、必ずしも一律ではないと。恐らく先生の中では、特定の国ですよね。報道等でなされている国まで視野に入れた世界の視野から、人道主義の観点からごらんになれば、著しく問題ありということですが、私どもが事業をやっているところでこのような国があるのでしょうか。そうすると、ありますとあって、ガードマンが怖い顔をしてにらんでいますなどというご意見も出てしまうかもしれないので、そういうのではなくて、脅迫、恣意的拘禁、超法規的処刑が過去に行われた実例があるのかどうかということを考えると、ここは蓋然性の問題なので、先生のご趣旨に必ずしも文言がそこまでハイライトはできませんけれども、そもそものところ、確認することによって、こうしたものが起きないという点は担保し得る。これまでも担保してきましたから、その点では問題がないかと思えます。

【司会】

ありがとうございます。鈴木さん、お願いします。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

全部の論点を終わろうということもありますし、今の稲川さんのお話は、個々的には、私にとってはちょっと違和感がある話もあるのですが、大枠として、要するに、警備の安全の問題も確認することの中に含まれて、それはそれでチェックリストなり何なりで何らかの形で、またそれも含まれていることがわかるような対応を何か考えるということなわけですね。なので、それで改訂の方向性というのも文書で示されるようですから、その中でまた何かあれば、具体的に議論していくということでもいいかなと思っています。

【司会】

ありがとうございました。波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

人道の観点かどうかという話もありましたけれども、私たちの視点としては、やはり保安要員ですとか、警備要員の方たちにかかわる地域社会の方々の安全とか、そういったことはガイドラインの本文に一言入れていただきたいと思っています。というのは、私たちの観点からすると、例えば、実際に保安要員による火器の使用で、発砲によって死傷者が3件も出たような案件もありますし、それ以外にも保安要員による地域住民への脅迫ですとか、そういったことによって何が阻害されるかということですが、私たちが1つ懸念しているのは、ガイドラインの中でも書いてあるような適切な住民協議であるとか、議論の場が行われる素地が損なわれてしまうということまであるのだと私たちは考えているわけです。ですので、そういった観点から、私たちはぜひ保安要員に関する項目についてガイドラインに書いていただきたいなと思っております。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご意見は承りましたので、ご提案の中で、具体的にヒューマンライツ・ナウさんのおっしゃっているところとおおむね相違はないかと思えますし、最終的には蓋然性や何かの話ですので、もう件数の話はやめましょうというお話も先ほどありましたから、その辺のと

ころは十分懸念していますし、人の命がプロジェクトの関係で奪われるということは何であってはいけないということははっきり書いてありますから、そのところは、あとは条文のところ、中身としてとれていけるかどうかだと思います。

以上です。

次の論点に進みたいと思います。

【司会】

よろしゅうございますでしょうか。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

きょうは時間がとれましたので、ちょうど後半から伺いました。

今のお話、そうすると、ご意見を伺ったということで、これに対して条文の中で対応するような表現を工夫するということで理解してよろしいですか。

【司会】

はい、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

冒頭で申し上げましたとおり、労働安全環境という文言を環境社会配慮確認の1つのファクターとして書きます。チェックリストの中で、警備要員に関する問題が生じていない、管理体制ができていて、ちょっとその細かい問題をご提案ですけれども、そういう形で入れるということでございます。

ちなみに申し上げますと、例えば HIVエイズの問題ですとか、子供の人権、ジェンダーといった項目についても、何ら警備要員によるかくかくの問題と格差があるものではありませんけれども、ガイドライン本文の中では、そのワンワード、キーワードを入れる形で、そのままチェックリストに落とし込んでおりますが、特段の問題も生じておりませんし、警備要員の問題につきましても、ここになくても広い概念の中で書かれておりますので、この点を明記するという考え方は、現在の私どもの考え方としては、さらにこの部分だけをハイライトするということは考えておりません。

極端な話、例えば IFCのパフォーマンススタンダード17項か何かを一個一個書き出すと



ということにもなってしまいますので、私としては包含的にキーワードを入れる、チェックリストの中でしっかり押さえるということで、この部分は等しく対応できるものと考えます。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

個別のことをいろいろ書いていくのは大変だというのはわかりますけれども、今の皆さんのご提案は、ガイドラインの本文に書くことによって、適切な住民協議、議論の場がきちんと確保できると。そういった趣旨でしょう。だから、そういう趣旨のことを何か間に表現できればいいと思うのです。そういうのはお考えですか。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

その点については、1つのお考えという受けとめでございます。基本的に世銀の基準等を踏まえて進めていくという中で、フリー・プレイヤーといった部分で自由な発言ができるようにというところは、まさに住民協議等で既に規定しておりますことですので、それは必ずしも警備要員だけではなくて、さまざまな形でフリーを脅かす事象があるもののみております。

また、IFCパフォーマンススタンダードの中で、私もすべてIFCの方に聞いたわけではありませんけれども、そうしたところを主眼に置いてIFC PS4がつけられている。必ずしも住民意見のそういうところにつけられているものではないのではないか。少なくともネイチャーな理由ではないのではないかということでございますので、クロスボーダーもよいと思うのですが、餅は餅屋ですから、二重規定ですとかは、思い入れのものとしては受けとめさせていただきますし、フリーな住民協議ができるということで努めさせていただきますので、ここの中に強いて特筆する必要はないと思います。

【司会】

ありがとうございました。それでは、よろしければ、次の項目ということでお願いします。

【日本貿易保険 稲川】

続けて、NEXIの稲川から追加論点4、紛争地でのプロジェクトの紛争への影響に対する配慮についてご説明させていただきます。この件につきましては、かなり以前に鈴木様からご提案があった際にも一通り話させていただきましたけれども、見解としては変わらず、私どもとしては、本件についてはガイドラインに文言を入れるニーズはないという認識でございます。

理由も変わらないのですけれども、まず1つには、紛争地について、鈴木様からご提案があったような認識で、ありていにいえば、紛争地二国間で内乱のようなものが起きているところで、JBICやNEXIが片一方、わかりやすくいうと、政府軍という言い方なのですかね。政府軍に死の商人のごとく融資等を行うと、その国の内戦が激化して、多くの人々が人命を失ってしまうという非常に人道的な観点からのご指摘でありまして、こういうことがあってはいけないという点について、私どもは何ら異を申すところではありません。人の命はどんなことがあっても奪われてはいけないと思っておりますが、現行、こうしたことを環境ガイドラインの中で規定化しているところは他 ECA、また国際金融機関、あるいは銀行さん等においてもありません。

鈴木先生からは、世銀のOP7.60において紛争地のものがあるではないかということなのですが、これは人道主義という観点ではなくて、主に二国間、ないしは多国間において、領土の帰属等が明確でない土地において事業が行われる際にどういう審査、つまり帰属がはっきりしない中で、どうやって環境審査を行っていくかという、まさに手続。ある意味、やる、やらないというところをご提案が問題視しているのであれば、世銀のOPというのは、基本的にやる場合にはどうしましょうかという手続論を簡潔に書いているものですので、この点が世銀が提案の趣旨に即した規定を設けているという援用には当たらないものと理解しております。

また、ご懸念の観点につきましては、私どもの一般的ななりわいといたしまして、そのようなところにおいては、内乱や戦争によってプロジェクトが物理的に損壊される蓋然性ですとか、土地の帰属や政権の交代といった形で融資が焦げついてしまう、あるいは保険

金の支払事由になってしまうといった全く別の観点で、私どもとしては非常に懸念しております。済みません。実利的な話ですけれども、結果として、私どもはカントリーリスク等のデューデリジェンスの段階において、こうしたものについては非常に厳しいスタンスをとると思われまますので、これは環境ガイドラインとは全く関係のないところではございますが、実際のところとして、仮に人道的な観点から、こういうところで JBIC/NEXIが死の商人のごとなることを先生が懸念されているのであれば、こうした点は、結果としてそうした憂慮は払われるということでございます。

以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。ご提案のヒューマンライツ・ナウさんからございますでしょうか。お願いいたします。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

最初に追加論点を出したときにも、追加論点4の一番左側の箱に入っている提案の文章というのがいささかエクストリームだという問題があるというのは認識してはいて、そのときにもちょっと申し上げたのですが、要は、紛争に及ぼす影響を社会影響の1つとして配慮してほしいというコンテンツでの問題が1つ。だから、その中での非常に大きな問題というのが今、稲川さんが例に挙げた問題だと思うのですけれども、そういうことが1つ。

もう1つは、さっきの論点3の保安要員の問題と関係するのですけれども、周辺の状況いかにによって、いろいろな保安体制をとらなければならなくなるので、余りにも危険なところについては、そもそもそういうところで事業をやるのがどうかという観点の視点を入れておかないと、セキュリティーガードの使用に関する基準というのは、もうなし崩しになってしまうのではないかと思ったので、この論点を入れました。

私がいった後者のほうは、それはセキュリティーガードの問題をみるときにみますということであれば、それでも通常の方法では安全が確保できないようなところで、かなり強権的なことをやらなければいけないようなところだとすると、ほかの問題にもかかわってくると思うのです。地域のコンサルテーションがそんなものができるわけがないので。そのようなこととかもあって、総合的に事業として援助しないということもあり得るわけ

だから、その判断の中で考えるのだという点も加味して考えるのだということであればいいのかなと思っていて。

あと、最初に上げた紛争に及ぼす影響の問題については、これがそもそも環境社会配慮の問題なのかとか、ほかの国際機関で余りやってないのではないのかというのは確かにそのとおりなのです。要は、いささか先進的過ぎる話だと思っていて、確かにそうなのですが、I FCとグローバルコンパクトの事務局とインターナショナル・ビジネスリーダーフォーラムとかいうところと一緒に、人権アセスメントのあり方ということでガイドブックを出していて、2009年までにはきちんとしたものをつくるということで今、試験的に運用しているみたいなのです。こういう人権の中では、かなりいろいろなことを取り組んでいて、コンフリクトとか紛争のことについてもレビューをするときの参照の基準としては、ぱつと後ろのほうにコンフリクトに関する文献とかが出ていたりとかしていて、1つの方向性としてはあるのかなと思っていて。

開発援助の場合には、紛争に及ぼす影響というのはかなりよくみていて、平和構築との絡みもあって、そういうことは今はやりにもなっているということもあったものですから、性質問題としては社会影響の問題でないことはないのです。ただ、それをビジネスの観点でやるのが時期尚早であるという判断であれば、それはやむを得ないのかなと思うのですが、社会影響の問題ではあるので、そういう点についても今後、配慮していく必要があるのではないかとということで問題提起させていただきました。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

貴重なご意見は承りました。今のところにおいて、私たちは別に二分法ということにこだわるものではありませんし、環境に国境はないと私は個人的に思っておりますので、どこから先は環境ではないということを議論するつもりはありません。ただ、強いていえば、私だってフィールドに立つ人間として、ドンパチやっているところには行きたくないよねと。恐らく企業さんからしても、そこにビジネスの種ありと思いつつも、みずから砲弾の下に身をさらすというようなことはなかなかないだろうと。そもそもビジネスとしてな

りがたいと。

そこにおいて、開発援助の皆様、アフガニスタンやイラクでご苦労されている皆様と私どもとは若干違ふと。開発援助でやっているから、私たちにも一律的にというところは、今後の話といたしまして、また当初のご紹介等におきましては、かつて人権のところでもご紹介いただいたような中で、私どもも非常に参考にさせていただくと。場合によっては、FAQ等において、何をみているのですかといったところですよ。そういった点においては、場合によっては反映させていただく、またご協議させていただくということで、本論についての私のコメントを終えたいと思います。

【司会】

どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

ちょっと基本的なスタンスをお聞きしたいと思います。先ほどの鈴木さんのご意見では先進的過ぎるかもしれないとおっしゃったのですが、今のお答えでは、そこまではちょっと難しいというお答えだと思いますが、このガイドラインを改訂するときのスタンスです。私はできるだけ先進的なものにしたいということだと思っておりました。そのスタンスをお聞きしたいと思います。

私はきょう、現在のガイドラインをつくったときの提言、「国際協力銀行の環境配慮ガイドラインへの提言」をもってまいりまして、これは2001年9月、7年前です。ですから、これがやはり考え方の基本だと思うのです。そのときの議論は、できるだけ先進的なものをつくらうということでした。ちょっと紹介しますけれども、1ページのところに1.4「OECD輸出信用グループの作業との関係」。7年前です。そのころの状況をちょっと考えていただきたいのですが、OECDの輸出信用部会（ECG）が検討している最中でした。これを待つのではなく、国際協力銀行においてはここに書いてあります。以下のようなスタンスです。国際協力銀行においては、OECD/ ECGが示す世界共通のアプローチにとどまることなく、本報告書で示したような高い水準のガイドラインを作成すべきであると。さらに ECG全体の水準を引き上げる牽引役となることを期待したいと。我々はこう決議しました。そのときのスタンスと随分変わるのか、余り変わらないのか、あるいは、それをもっと先に進めたいのか。その辺をまずお聞きしたいと思います。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

成り行き上、まずNEXIの稲川がお答えさせていただきますが、JBIC様への提言書でございますので、至らぬところ、間違えているところがありましたら補足いただきたいと思います。

私はその場にはおりませんでした、原科様も含めてご苦労されてつくられたものについては何度も読ませていただいておりますし、まさにそうした気持ちを枕に置いて、こうしたガイドラインの改訂に当たっている次第でございます。先進的という言葉についてはいろいろな解釈があると思いますし、常に高みに上っていくという点について、私どもの歩みがとまることはない。

しかしながら、恐らく以前に先生がいらっしゃらなかったときなのですけれども、私どもとしては、常にともしびをもって皆を導ける、手を伸ばすと届くところにあって、励ます存在でありたい。努力すれば、こうなれるよというところの役を務めたいと。すなわち山の頂の物すごく高いところにおいて、空理空論のところにおいて、あれやれ、これやれと、やるのは企業の方ということが JBIC/NEXIのガイドラインのポイントだと思うのですけれども、そうした方にガラスのおもちゃをつくらせることが本意ではございません。そうした中で、常に世銀により近いところ、国際機関により近くなる。ECAに対しては、先ほどまさにいわれたとおり牽引的な、その中において先進的な役割を果たしたい。

ただ、その中で余りにかけ離れた、この例を取り上げるのは適切ではないかもしれませんが、世銀すら規定していない中身をみずからつくっていくというところは、私どもも、あえていえば、そこまでではないと。ここまでではない。そのそばにおいて、常に皆の模範となるようなガイドラインとなっていく。

この点において、私ども今回は国際基準の適用をより高める、また国際基準の重要なキーワードについては、先ほどのところもそうでございますが、言葉を書き出していくということで、この点において、でき上がっていないものを誇るは何なのでございますが、ECAの中において、すぐれたものの1つと。さらに1歩か2歩かわかりませんが、とにかく歩みを進められるものと思っておりますので、その点においては、ただし、すべてを先進性の名のもとにとるのかということはまた別問題でございますし、先進性の名

前をかりた単なる思想信条とか、個人的にこれは訂正があると思いますといわれても、やはりそこには世銀なり、国際機関なりという範となるところがありますので、そこは1つのスタンダードとなるのではないかと私個人は思っております。

【司会】

はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

スタンダード、世銀なりとおっしゃったのですけれども、そうすると、先進とはいえないではないですか。もう先があるのだったら。先進というのはその先でしょう。だから、世銀と比較して、世銀に追いつこうという形だけでは先進的といえないと私は思うのです。

しかも、世銀の場合と国際協力は、組織として立場が違いますよね。だから、何もかも世銀のようにいかない部分もあるし、あるいは世銀を超えることができる部分もありますよね。だから、世銀と比較して、世銀がされていないからやらないという言い方はちょっと適切ではないと私は思いますけれども、そうではないですか。むしろきちんとした日本国政府、日本国民がサポートするものとしてどうあるべきかという根本に立ち戻って議論すべきだと思います。何も絵空事をいっているわけではないのです。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ちょっと論点のところですので、そもそものところを長く続ける……私のご説明が悪かったと思うのですけれども、すべてを世銀どまりにするということではありませんし、必要によっては必要なところはありますけれども、かといって、すべてを世銀超え、あるいは世銀にないものをつくることのみが先進性ではないということは、そういうものもあるし、そうでないものもあるということは先生とお考えは何ら変わりがないものだと思いますが、いかがでしょうか。

【東京工業大学 原科さん】

私もすべてとっているわけではないです。

【司会】

藤井さん、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

先進性につきまして、産業界を代表して一言述べさせていただきます。

5年前にできましたJBIC、輸銀さん、ODAと一緒にあった時の話だと思うのですが、私もそのときはおりませんでしたので、細かい議論はよくわかりません。先進性を求めるのは非常に結構だと思います。ただ、今ちょっとお伺いしますと、これは少なくとも、新JBICは商業案件が多くて、競争があるのだということもぜひご理解いただきたいと思います。そういう中において、先進性をいっていただきたい。

例えば、世銀を超えるとか、そういう話になってきますと、ちょっと待ってくださいと。それを本当に新JBICのところに入れるのですかと。そうすると、これはほかの国と競合して、これはせめてあれですけれども、OECDの ECGのグループ、彼らと競合するのであればまだしも、そうでないところと競合すると全く話にならないです。そういう実態もあるということもぜひお考えいただいて、先進性ということをお願いしたいと思います。先ほども話で、やはりバランスの問題というのもありますけれども、先進性もバランスが必要だと私は思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

こここのところは10回目を記念するのに大変ふさわしい、私どもの認識が高まったと思います。藤井さんの意見を肯定とか否定とかいうことではなくて、私どもつくっていただいた、より高きを目指してくれという声を生みの親、そして、私どもの JBIC/NEXIのガイドラインを使っていたら、当事国において、その遵守をフロントでご苦労されている顧客



の皆様を育ての親と思い、このガイドラインというのは、私たち自身も未熟かもしれませんが、ある意味、子どもを子供として、生みの親、育ての親ともに尊敬し、その言葉を受けて、これからも育てなければと思っております。

何かパーティーのスピーチみたいな話はやめて（笑声）追加論点5に移ってもよろしいでしょうか。

【司会】

それでは、追加でご意見がないようですので、論点5に移らせていただきたいと思えます。JBIC/NEXIから、ご説明をお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

パーティーのスピーチの後でちょっと気が引けるのですが（笑声）追加論点5に關しましてですけれども、汚職の防止の観点で、ヒューマンライツ・ナウの鈴木さんから提案いただいている内容です。内容的には5ページのところですが、汚職には民間企業での問題も考えられるが、差し当たりプロジェクト実施主体、借入人等が關与する政府關係者への汚職を防止すべきであるというようなご提案でございます。これに關しての私ども JBIC/NEXIのスタンスというのは、基本的には非常に明快ということになるのですが、端的にいいますと、改訂の必要性は認識していないということでございます。

理由を申し上げますと、先ほど原科先生からもございましたけれども、OECDの ECGという部会がございますが、そこで勧告が出ておりますけれども、1つは、環境と公的輸出信用に關する共通アプローチにするOECD勧告。これはコモンアプローチとっております、私どもの JBIC/NEXIのガイドラインが準拠するといつか、フォローすべき勧告になっております。もう1つ、 ECGからは勧告が出ておまして、こちらの資料にもあるのですが、公的輸出信用と贈賄に關するOECD勧告というものが出ております。この勧告に従いまして、私ども、このガイドラインとは別に約款、あるいは融資契約等に対応しているというような現状がございますので、これについて、私どもの JBIC/NEXIの環境ガイドラインに対応する必要はないというような認識でございます。

【司会】

ありがとうございました。ご提案の鈴木さんからございますでしょうか。お願いします。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

今のお話は基本的に、汚職の防止とかで ECAとしてできること、すべきことについてはやるけれども、それは約款とかで対応すべきもので、ガイドラインの問題ではないから、ガイドラインの改訂としてはニーズがないという話なのだろうと思うのですが、2つのことを申し上げたいと思っています、まず1つは、外国公務員の汚職の防止を問題にする場合には、基本的に日本の場合は、汚職の問題というのは、公務員の倫理の問題とか、贈賄する側の倫理もあるかもしれないけれども、そういう問題とか、そういうのをちゃんと摘発して処罰すべきだという議論になりがちで、そういう問題として処理されるのですが、世の中、いろいろな国があるので、海外の場合はそういう話だけでは済まないということがあって、全体として、透明性をプロセスとして高めて、説明責任を果たすような枠組みをつくる。そういうことによって汚職を防止するということをやらないと無理だろうということがあって、今の国際協力の中では、要するに、全体的なアプローチが必要だというのが汚職を防止しようとするときの潮流だと思うのです。そういう観点からいうと、事業に関するいろいろな情報を公開するとか、ステークホルダーに対してきちんと説明するようにプロジェクトの実施主体に働きかけるとか、そのようなことも汚職の防止の観点に当たっては必要になってくるのだろうなと思っています、全般的にかかわる問題だろうと思っているのが1つ。

もう1つは、OECDの勧告があるのは知っていて、それに対応をとられていることも存じていますし、NEXIなどの場合には、重要事項説明書がホームページにあって、あの中で、そういうのがわかった場合には、保険を払わない場合もありますというようなことが書いてあったりして、約款とか、そういうので対応するのだというのはわかるのですが、1点お伺いしたいのは、原理原則からいうと、約款とか契約とかで対応するのは、契約が締結された後に相手方に義務が生じるわけなので、例えば、問題になっているときに、NEXIとかJBICが情報を要求したら、こういう情報は出してくださいとか、内部通報者を保護してくださいとか、そういうことを義務づけるのは、確かに約款でなければできないかもしれないし、そういうことで対応すれば済むということになるのですが、そのプロジェクトに融資するとか、保険を付するとかいうことをやる前に対応しなければいけない事柄というのが幾つかあって、契約に関係しているコンサルタントを一般に公開するわけではないのだけれども、コンサルタントの名前を審査する JBIC/NEXIに教えるとか、フィーのことについてはどういうことになっているか教えるべきだとか、契約を締結する前に幾つか

やらなければいけないことがある。そういうことは約款に書いていますからということで担保されることには直接的にはならないとされていて、だから、それは別のポリシーをつくってあるからいいのですということなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思っています。

【司会】

佐藤さん、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

鈴木さん、どうもありがとうございました。2点ご質問があったかと思うのですが、まさにOECDでこういった勧告が出る流れというのは、OECDの中でも腐敗防止関係の取り組みがなされてきたということがあって、こういう勧告が出されたと認識しておりまして、先ほどの全体的な取り組みというのがこの勧告につながっているのかなと思っています。

2つ目のご質問なのですが、細かな、今の贈賄に関する取り組みに関する手順のお話だったかと思うのですが、この場合は、実は私ども環境コモンアプローチに従ったガイドラインの改訂と、もう1つは、こちらのほうの公的輸出信用と贈賄に関する勧告に従った約款というところで、今回この場での話としてはふさわしくないのかなというところで、後者に関してのお話は控えさせていただければと思っています。

以上です。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

佐藤さんがおっしゃったことは、基本的なスタンスはそのとおりだと思います。余り細かいところまでは申し上げませんが、少しは鈴木さんのご質問への回答になるかなと思っていますところとして、私どもは汚職防止というものに対して、約款とか契約とか、そういったものを書いてある、あるいは、そこで規定する、そこだけをやっているわけではなくて、その前の段階から、輸出信用の案件であれば、事前に借入人に当たる方、あるいは、

輸出者から、そういうことをされてないよねということの申告をいただいたりとか、その中身も必要に応じてチェックしたりとか、事前に何か問題があるのであれば、つぶせるようなメカニズムはちゃんと取り入れております。ただ、それは当然環境ガイドラインとは別のものがございます。したがって、ご懸念には当たらないと思っております。ちょっと補足です。

【司会】

ありがとうございました。今の一連の議論につきまして、あるいは、ほかの観点からでも結構ですが、このポイントにつきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。鈴木さん、よろしゅうございますか。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

はい。

【司会】

ということであれば、次の項目ということをお願いできればと思います。

【日本貿易保険 稲川】

追加論点6はFoE Japanさんからいただいた生態系の保全です。これについては、本日も会場で、補足の趣意説明書が配られております。これはお時間も長くなっている中で、皆さんお目通しもいただいたと思いますし、私どもはここに書かれている主要な趣旨を認め、改訂ニーズが十分あるものと受けとめておりますので、趣意説明の繰り返しは不要かと思えます。

具体的にこうしたところでの改訂ニーズを踏まえ、私どもといたしましては、ガイドラインの中のJBICさんでいう第2部の中に1つ、生態系及び生物相という、これは別の欄で使われている言葉を抜き書きする形ですが、生態系生物相というところに1項目を設けさせていただきます。この中には、何回か前に満田さんからご提案いただいた追加論点の部分、森林等の部分も含まれる形で独立した章を立てることを検討しております。

具体的な内容は改訂の方向性の中で示させていただきますが、先取りする形で、今回のFoE Japanさんのご提案は非常にシンプルなのでございますけれども、具体的な文言とし

てご説明させていただきます。先に種を明かしてしまうと、現行の世銀のOPの文言をそのまま使わせていただく形になりますが、プロジェクトは重要な自然生息地。ここに「または重要な森林」という言葉が入るのですけれども、これはきょうの議論ではないので、ちょっとこのコメントはご遠慮ください。重要な生息地、または重要な森林の著しい転換、または劣化を伴うべきではないという文言は、世銀のOPの森林の項目と生態系の項目の1項目をバインドしたものであり、今回はさすがに英語の訳も大丈夫ではないかと思っていますのですけれども……。

それに加えて FAQの中で、重要な自然生息地の定義。これは世銀のOP4.04、AnnexA、第1条のB項になりますが、これも適切な日本語訳をもってなせるということをもって、ご提案の趣旨でありました JBIC/NEXIの明確なコミットメント、また重要な自然生息域の明確化という点を明確に対応させていただくということでございます。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。ご提案者からございますか。神崎さん、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

稲川さん、ありがとうございました。1つお伺いしたいのですけれども、世銀のOP4.04のAnnexAのBに、確かにCritical Natural Habitatの定義というものが書かれていて、ここに1と2とあるではないですか。この2の部分について、ここには世銀によって準備されたサプリメンタリーリストか、もしくはRESUという世銀の一機関だと思うのですけれども、それによって決定づけられた権威がある情報をもとにしたものと書いてあるのですが、これも丸々ということになるのですか。それとも、ここの部分については、何か別の提案というか、策があるのでしょうか。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ちょっと説明が足りなくて申しわけありませんでした。そこのOPの規定をもっていない

方もいらっしゃるので、余りそのみを進めるものではないのですけれども、そこは逆に後段のほうに行くと、幾つかの類例というか、定性的な表現が幾つか入っておりますので、この辺はちょっと検討して、まさか私どものガイドラインに、あとは世銀をごらんくださいとあって、ありかも定かではないというか、厳密には、私すら全部読んでないのですが、そこを引用するよりは、むしろ後段の類例という形が1つ適当なのかなと今の段階では思ったりするのですが、いかがでしょうか。

【司会】

神崎さん、いかがでしょうか。 波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

ありがとうございます。1点だけ確認させていただきたいと思います。文言の一文というのはクリアにわかりまして、それにプラスで定義というか、そうしたことを恐らく明記されるのだらうと思うのですが、そのほかに、例えば、そこまで終わりなのか、それとも条件づけなど、そうした文言がプラスアルファで入ってくるのか、そのあたりを確認させていただきたいと思ったのです。というのは、例えば、世銀などでも、後段のほうに、ほかにいろいろ条件づけが入っているわけです。質問の趣旨はおわかりいただけましたでしょうか。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

いわんとすることは私には何となくわかるのですけれども、「いろいろな」では、ほかの方はわからないと思うので、少し詳しく話していただけませんか。

【司会】

では、波多江さん、お願いできますか。

【FoE Japan 波多江さん】

具体的には、例えば、事業の便益と環境的成本を比較して、便益が上回る場合には事業を進めるというような制限というか、条件づけが入っていたりするのですが、そのような文言を入れるようなことは考えていらっしゃるのかということです。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

波多江さん、解説、ありがとうございました。何となく私が全部オーケーですというのがうさん臭いプレゼンだと思っているかもしれないので、そういう質問が出たのかなと不徳を恥じる次第でございますけれども、ここのところはこういう組み立てでございます。文言として、そこに入る。あそこの部分は原則としてというのがありますからという文言が入っているのは事実です。

また、お気づきになって、満田さんが黙っているような気もするのがちょっとあれなのですけれども、著しい転換、または劣化というのは、実は満田さんの提案とは文字の配置が違ったりしますが、これは世銀そのものでございます。その意味では、文言としては既に、これはあえて先にいったほうがいいと思うのですけれども、著しい転換、または劣化の解釈は1つあるのだと思います。また、当然世銀に準拠して進めていくわけですから、そうしたもののなかでの著しい転換、または劣化の解釈の中では、先ほど波多江さんから提案のあったようなところというのは、世銀の趣旨を準用しつつ、かつガイドラインの趣旨を逸脱しない中においては個々の判断というものはあると。無条件ではないという意味では、もともとの FoEさんの絶対禁止というものとは異なるということは残念ながら申し上げなければいけないところでございます。

【司会】

ありがとうございました。ご提案者の方、よろしゅうございますでしょうか。それ以外の方、ほかにご意見等ございましたら。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の項目ということでよろしく願いいたします。

【国際協力銀行 藤平】

追加論点7であります。追加論点7から、結果的に通し番号で12までなのですが、ここは WWFさんよりご提案いただいた内容であります。もちろんこれは必要に応じて、各論でやっていこうと考えているところなのですが、できれば全体の話もしたいかなと思っております。そういう意味では、まず全体論の話として、追加論点7、8、9、10、11と。さらには12まであるのですが、私どもの全体の話として、せっかくご提案いただいたものではあるのですが、結論的にはガイドライン改訂というニーズは認識されないと考えております。

個々の論点について、その理由等々をご説明していきたいと考えております。中には、ガイドラインの改訂という趣旨とはそもそも異なってしまうかなというような論点もございました。追ってお話し申し上げます。

まず、追加論点7。これは戦略的環境アセスメント（SEA）の導入。もちろん WWFさんもお専門家だと思いますし、さらには、本日ここにお忙しい中いらしている原科先生も SEAの大家でいらっしゃるということは十分承知しております。その SEAについて、この提言が若干漠然としている部分もないわけではないのですが、これは論点整理表の6ページの最後のほうにあって、1つは、できる限り SEAのアプローチを取り入れると。できる限りとおっしゃっているところもあります。それから、SEA導入案件については、その結果の是非についても環境審査の対象とするということをおっしゃっているわけなのですが、そもそも SEAというのは、個別プロジェクトの環境アセスメントの上位概念に来るものであると。その下はどちらかというといふ言い方になりますけれども、ほとんどのケースがプロジェクトの実施主体そのものではなくて、国、あるいは地方政府ということなのだろうと思っています。

したがって、私どもは、個別の実施主体の方々が行うプロジェクトの環境社会配慮を確認するという主体でございますので、まず個別の企業さんがそれぞれ政府とか地方政府そのものであれば、やれることもあるのでしょうかけれども、必ずしもそうでない場合において、SEAそのものをおつくりになる主体になるということは考えにくいということ。

他方、結果的に SEAというものが先にあって、その下にぶら下がるというのは適当ではないかもしれませんが、私たちは、その下に来る個別のプロジェクトの環境社会配慮を確認するという立場の場合は当然 SEAも拝見しますが、SEAそのものに主体的に関与していくというのは、そもそも個別の実施主体にも難しさがありますし、さらにはその後



るに控える存在である私どもにとっても、これは難しいということでもあります。

したがって、そもそも論として SEAのアプローチをできる限り取り入れるとおっしゃっている意味が必ずしもはっきりとはしないところではあるのですが、個別の検討ポイントのところ、SEAを実施できますかとか、さらには、これは何をねらってご質問されたのかなというところもありますが、SEAを我が国及び相手国の政府・企業が理解するプロセスが必要ではないですか。これは理解していたほうがいいにはいいのですが、それそのものに我々が主体的にかかわるとのご質問だとするとちょっと違うのではないかということでもあります。

さらには、当然のことながら、主体的にかかわるといっていいれば、相手国政府の環境社会配慮を向上させるという主張があって、いわば、私どもがキャパシティービルディングをせよということも含まれているのかもしれませんが、もちろんそれは私どもでもできないのではないのかもしれませんが、やるべき主体は、むしろ開発援助とか、そういったところではないか。私どもは、一義的には日本企業さんの海外ビジネス展開の支援であるということからすると、いきなりそこまで足を踏み出してしまうと、つまりキャパビルを取り組むということまで足を踏み出してしまうのは、さすがにこれは先進性という言葉では語れないのではないだろうかということでもあります。

以上の点から SEAのアプローチを取り入れる等々のご指摘そのものが若干はっきりとしないところではあるのですが、SEAという概念を今の環境ガイドラインの中に入れて、いってみれば、これを尊重して案件形成をしてくださいと。あるいは、これを取り組むような格好で案件形成をしてくださいということを一律に申し上げるのは無理だろうと。あえて申し上げますと、少なくとも今は無理だろうと思っています。したがって、これに関しては、改訂のニーズなしということでございます。

—たんここで切りたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。それでは、ご提案の WWFさんからのコメントなり、ご意見なり、お願いできますでしょうか。どうぞお願いします。

【世界自然保護基金ジャパン 草刈さん】

提案した者ではなくて、代理で来ましたので、この提案そのもののことではなくて、ど

ちらかというと SEAの流れというか、日本の今の流れ、状況のコメントを追加でしたいと思います。

ついこの前、6月6日に、日本で生物多様性基本法が施行されて、その生物多様性基本法の中に、事業計画の立案段階での生物多様性にかかわる環境影響評価の推進というような条項が書かれたということで、日本も事業の計画段階での SEAの考え方に基づく措置をこれから取り組むというようなものが法律として定められたというのがあります。それは25条に書いてある部分ですけれども、この25条の隣に26条で、国際的な連携の確保及び国際協力の推進というようなことで、生物多様性の保全に関連する国際的な技術協力、国際協力の推進にも必要な措置を講ずるということも書いてあって、この2つの関連性が今後、国際社会での戦略的な環境影響評価、環境の現状を評価していくというところでの布石になるのではないかと感じておりますので、そういったことを考慮に入れながら、どうしていかかというようなことを議論していくことが必要ではないかと思えます。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

草刈さん、ありがとうございます。私も幾つか書籍とかを読んでおまして、原科先生が書かれた本も読ませていただいております。世の中のトレンドというものの、日本において SEAが重要な環境アセスメントのツールになるという流れにあることは承知しております。その上で、私どもが今やらなければいけない環境ガイドラインの改訂の中に、これを入れるかどうかという問題だと思っているのと同時に、先ほど技術協力とか海外展開をされたときに 私どもの組織のことをどこまでご存じいただいているかということはあるのですけれども、先ほど申しましたように、少なくとも今後10月以降は、私どもは援助機関ではなくなってしまいます。なので、相手国のキャパビルとか技術協力になるようなことは、私どもの一義的なお仕事ではなくなってくる。

だから、やらなくていいという安易な話ではなくて、そこはそれをやるべき主体というのがあるでしょうということであって、そこがギブンとなって、それがいわば SEAというものがすべての国において、あるいはすべての地方において、日本も含めて、これがもう当たり前ものになって、かつ個別のプロジェクトを行っていく方々もその枠組みの中で

案件形成をやっていくのですというようなことになったときに、あるいはなりそうだなということになったときに、JBIC/NEXIとして、ファイナンサー、あるいは保険をつける立場の人間として何ができるかということは、そのステージになって考えることなのだろうと思っています。

まだそのステージには至っていないということと、私どもが主体となって技術協力等々を行うというのはちょっと無理があるだろうということでございまして、SEAそのものを否定とか、けちとかをつけているわけではなくて、この考え方は立派な考え方であるということは立派な考え方であるというのは私個人の意見かもしれませんが、多分だれも異論はないと思います。そこを否定しているのではなくて、今、私どもがこれを取り入れて、ガイドラインを実施していくというような格好でやるのかどうかという問題だと思っています。その点で改訂ニーズはないということでございます。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

SEAの議論が出ましたので一言申し上げたいと思います。私はSEAはこれから本当に大事なことだと思っていて、むしろ環境アセスメントの本来がSEAだと思っているのです。しかし、たまたまそれが思うようにいかなかったということで、改めてSEAという言葉が出てきたのだと思います。

アセスメントのスタートは、1969年のアメリカの国家環境政策法に基づくものです。1970年代に始まりました。そのNEPAのもとでは、最初からSEAがターゲットに入っていて、いろいろな段階でアセスメントができるのですが、実際には、上位段階では技術的にもなかなか難しかったのでそれだけではありません。意思決定の問題とかいろいろありまして、事業段階のものが大半です。数からいっても、本来的には事業段階がたくさんあって、ピラミッド構造ですから、上位のものは数が少ないのですが、余計そのようなこともありまして、実際にアセスメントを始めて10年、20年の段階では、そういうのはなかったのです。

だけれども、その後、やはり早い段階から配慮しておかないと、結局は環境をうまく守れないとか、事業もそういうコストがかかって、かえって失敗してしまうということがだ

んだんわかってきましたので、アメリカでも少し上位も始めたとか、いろいろなことがありました。これはEUでは、今ではもう常識で、すべての国、25のメンバー幹事すべてに SEA指令が出まして、これに従って、法制化も進めてきました。それから、いわゆる新大陸諸群です。アメリカとか、カナダとか、オーストラリア、ニュージーランド、みんなこれをもっています。中国もあります。

ということで、世界の流れからいいますと、これは相当広がってきていまして、日本が大変おくられているということは通りません。ですから、今、藤平さんが、これが世界でだんだん普通になってくれば、これをすぐに適用することはやぶさかでないとおっしゃった点でいいますと、世界の流れとしては、むしろ SEAが相当程度一般化してきておりますので、これは前向きにお考えいただければありがたいなと思います。

ただ、SEAは事業よりも上位段階ですから、これはまさに国際金融の融資するどの段階で関与するかとか、事業内容はどのようになるかとか、計画との位置関係もありますから、一概に適用できるとは限らないと私は思います。ケース・バイ・ケースですけれども、そういう意味では、できるだけ適用するという表現はそんなことだと思うのです。ですから、それが適用可能な場合には、ぜひお願いしたいと思います。

また、さっき前の段階で SEAをやっていて、事業段階でビューするのだという場合には SEAは先行して尊重するとおっしゃったのです。まさにそのとおりなのです。これをティアリングといいますけれども、上位段階で行った SEAの判断を尊重してというか、そういった判断をベースに個別の事業を行うという仕組みになっておりますので、そのような意味でいいますと、表現はまた変わるかもしれませんが、できるだけそれを適用するという方向でぜひお考えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**【司会】**

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

**【国際協力銀行 藤平】**

ありがとうございました。先生からできるだけというお話をいただいているわけですが、ガイドラインに規定というのは確かにまだちょっと早いというのもありますし、本当に私どもとしてやるのが適切かどうかということもある。やはり日本の中でというのがあるのかもしれませんが、私どもとしてもまだなじみのない概念になっている

のかなと思っています。

一方で、本当に繰り返し、今も先生がおっしゃいましたけれども、SEAというものが既にある下に来るプロジェクトについては、プロジェクトのみならず、当然 SEAというものをみながら、私どもは環境社会配慮の確認を行うと。これはどれだけ出てくるかというのがまだ不透明なところがありますけれども、それはあると思っていますので、そこは間違いのないところだと思います。

7について、ほかに何かご意見はございますでしょうか。 よろしければ、次に追加論点8にまいりたいと思います。

追加論点8は論点整理表の7ページになりますけれども、現在また将来において策定されるグッドプラクティスというものを環境社会配慮確認において参照基準として適用すると。実は、これは私どもの中でももう既にガイドラインの中に書かれておりまして、WWFさんのもともとのペーパーにおいても、ここはエンドースしますとおっしゃっていらっしやるので、特に何かこれとは違う新たな文言ということであればあれなのですけれども、私どもの現行の案文というか、ガイドラインの文言の中にも入っているので、これそのものに関しては、特に何か問題になることはないと思っています。

むしろグッドプラクティスの例示とか、そういったものを別の項目のところでもされておられるので、それはそれとして議論させていただきたいのですけれども、この追加8といっているところ自体は、そういう意味では、新たな改訂のニーズはないということになるのですが、既に規定されているという意味でエンドースをいただいているということだと思っていますので、特にご異存なければ、これはこれとして進めていきたいと考えています。

**【司会】**

ありがとうございました。今の8番に関しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 よろしゅうございますでしょうか。

**【国際協力銀行 藤平】**

ありがとうございます。それでは、今度は追加論点9にまいりたいと思います。これはタイトルとしては、環境社会配慮の確認手法の明確化というタイトルなのですけれども、むしろ中身、具体的な提言を拝見すると、独立した外部エキスパート等を通じ、いろいろなことをするという内容。また、最後のところは、当該国の環境社会配慮に関するキャパ

ビルといわれてしまって、やはりこの3番目はちょっと違うかなと思っているところがあります。

論点9の2つのポツなのですけれども、これが独立した外部エキスパート等を通じとなっているところなのです。まず最初のほうは、これも当該国の環境社会配慮の基準が十分かどうかを確認することになってしまっていて、いわば、国そのものの環境社会配慮基準をチェックして、場合によっては改善ということになるのだらうと。それが一番下のキャパビルということにつながっているのだらうと思うのですけれども、これは独立した外部エキスパート等を通じというところの問題もさることながら、むしろ開発援助的な色彩を帯びていると思っております。

繰り返しになりますけれども、私ども JBIC/NEXIは、あくまでもパイの公的な与信機関であって、一義的には日本企業さんの海外ビジネスを後ろでサポートする存在。逆にいうと、マルチの国際機関でもありませんし、開発援助機関でもない。したがって、できる、できないという問題ではなくて、私どもがすべきか、しないべきなのかという問題だと思っております。その点からすると、1番及び3番については開発援助 フレーバー-があるということによってちょっと難しいのだらうなと思えます。

他方、私どもは個別の案件の環境社会配慮を確認するに当たっては、これは当然必要に応じてすけれども、独立した外部コンサルタントの方々を リテインしてというのはありますので、個別のプロジェクトの環境社会配慮についてはやっております。

それから、2つ目のポツも、独立した外部エキスパートを外部の専門家、あるいはコンサルタントというように置きかえた場合には、実際問題も環境社会配慮のレビューを行っているときもそうですし、モニタリングをするときにおいても、必要に応じて リテインをしております。皆さん方、外部エキスパートの方のお力をかりております。それも現行のガイドラインの中にそこは規定されておりますので、そういう意味で、改訂のニーズというものはないのかなと。

おっしゃっていることはよく理解しますが、私どもがやる主体なのでしょうかという話と、実はそれに関しては、私どものガイドラインの中でもう規定はされています。この2点をもって、論点9についても、残念ながらという言い方は正しくないのですけれども、改訂のニーズは認められないという判断でございます。

【司会】

ありがとうございました。論点9につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。原科さん。

【東京工業大学 原科さん】

援助機関ではないということはそのとおりだと思いますけれども、国際協力銀行という名前は残るわけですね。

【司会】

残ります。

【東京工業大学 原科さん】

ということは、やはり何がしかの通常の単なる融資機関とは違うという意味はあるわけでしょう。ですから、通常の民間の融資機関と違うというのは、どこで考えたらよろしいのでしょうか。そういうことをよく考えないで今みたいなことをいわれても、これは何も関係ないともいえないかもしれないと思いました。その辺を教えてください。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

これは、いわばそもそも論になるようなお話だとは思っておりますけれども、余り肩力を入れてお話をしないほうがいいのかもしれないのですが、確かにJBICという名前は残りますし、それを日本語に訳すと国際協力銀行ということになりますので、それは残っていくことになります。確かに、私どもは民間の機関とは違います。したがって、機関として果たすべき役割を認識しながらやっていくということでございます。

これは必ずしも環境社会配慮というコンテキストではないのかもしれませんが、個別のプロジェクトにおいて、私ども、あるいはNEXIさんが出ていたり、後ろに控えていたりということによって、1つの重要なポイントとして、民間企業さんが一番懸念されるリスクとしてのカントリーリスクというものをミティゲートすると。つまり、私どもは

ガバメントそのものではありませんけれども、政府系の機関として、相手国政府との直接の対話のチャンネルを常に持ち得るということから、民間の銀行さん、あるいは、民間の企業さんもお力のあるところはたくさんおありになるので、直接相手国政府とも当然対話はされると思うのですが、ネイチャーとして、私どものような官の組織としては、相手国政府、あるいは相手国の中央政府、公的機関含めて、そういったところに対して、いわば、グリップをきかせていくと。それによって、できるだけ不測の事態が起こらないようにする。こういうことが一番大きなポイントなのだろうとっております。

そういう意味では、具体的にイメージがぱっと浮かぶわけではありませんが、それは環境社会配慮においてだって、そのとおりではありますけれども、まず基本的にあるのは、私どもがご支援申し上げる個別プロジェクトベースでの話なのだろうとあっていて、それをいわば飛び越えてといいますか、それを置いておいて、あるいはそれとパラレルに、いきなり相手国政府に対するキャパビルとか、技術支援とかいうのは違うでしょうと申し上げているということなので、私どもなりに行使できる影響力というものは、当然今後も行使していくと。それが結果、相手国の環境社会配慮の向上につながるのであれば、これは当然やっていくということになります。

【司会】

どうぞ、お願いします。

【東京工業大学 原科さん】

ありがとうございました。環境社会配慮というのは、民間の企業の皆さんを融資して支援するというので、そのときにネガティブなインパクトが生じないようにするわけです。その意味では、確かにキャパシティービルディングがメインとは私は思いません。しかし、先方の国が余り仕組みがよくない場合、結果的によくなるようにサポートするというような意味ではあり得ると思うのです。だから、それはキャパシティービルディングがメインではなくて、個別の案件に関して、うまく行くようにするという意味です。それがいいか悪いかということのチェックはやはりレビューが大事だと思うのです。レビューをきちんと客観的に行うことが大変大事で、その仕組みをしっかりと充実させておけば、今のようなことはかなり対応できるのではないかと思います。

世界銀行でも、最近、use of country system といっています。カンントリーシステムを



活用するというのとはどういうことかということ、まず世界銀行の基準がありまして、基準との比較をして、例えばシステムが足りないからそれを補完するとか、実際に運用段階で足りないからこれを世銀が補完するのです。そういう意味で、世銀のカントリーシステムの趣旨は、簡単にいえば、キャパシティービルディングだと彼らはいっていますけれども、そのようなことを世銀全体でやっていますから、そんなことを考えますと、やはり国際協力銀行は、直接キャパシティービルディングが目的ではありませんが、結果的に環境社会配慮をきちっとやっていただきたいと思います。そのためには、とりわけスタート段階のレビューシステムを客観性の高い形でやるようにしていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

原科先生のおっしゃっていることは環境社会配慮、個別プロジェクトからスタートするのだと思うけれども、環境社会配慮のレビューというのをきちっとやれということだと思っております。改めて気を引き締めてやってまいりたいと思っております。ありがとうございました。

よろしければ、追加論点10にまいりたいと存じます。

【司会】

はい、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

追加論点10でございますけれども、これは融資／保険付保の謝絶プロセスの明確化ということでもあります。要は、断るプロセスの明確化ということなのでございますけれども、これについては、私どものほうで全く何も規定がないかということではございませんし、それから、ご存じだと思うのですが、私どもも、場合によっては付保、あるいは融資をしないということも、最後、伝家の宝刀としてもっております。

そこもガイドラインには規定があると思っておりますので、それ以上明確化といわれましても、まず、私どもの実務を申し上げますと、環境社会配慮の特にレビューの段階に入

って、これはやはり改善したほうがいいのではないかというようなポイントが出てきたときに、もちろん一義的には実施主体の方を通じてなのですけども、ここはむしろ改善せよという言い方を最初からするかどうかは別にして、ここでの比較において、あるいは、

基準との比較において、あるいは、私どものガイドラインとの比較において、ちょっとここはうまく満たされていないのではないのでしょうかというところから始めて、対話を始めると。私どもとして、これならばオーケーかなといわれるようなレベルにまで、事実上の改善をしていただくように働きかけを行うと。ただ、その働きかけが悲しいかな無視されてしまって、それでもプロジェクトをやるのですといわれてしまうようなケースにおいては、最後は付保、融資はしないというプロセスであります。

ただ、実際問題、私どものほうで明確にこちらから、融資、付保しませんといった案件はないと記憶しています。つまりどういうことかということ、ここを何とかしてもらえないのでしょうかという働きかけをどんどんしていくということでもあります。よくあるパターンは、その結果、残念ながら、JBIC/NEXIはいいやといわれてしまうケースなのですけども、別にそれを目的として、私どもはどんどん更問いしているとかいうわけではないのですが、そういったケースはあったようであります。

プロセスとしては、そういうことになります。そのベースとなるような考え方もガイドラインには規定されておりますので、明確になっていないというご指摘はちょっと当たらないのかなと思っております。したがって、改訂のニーズありというのは、ここも当たらないかなと考えている次第であります。

以上です。

#### 【司会】

ありがとうございました。ただいま論点10でございますけれども、JBICからの説明に關しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。 特段ございませんでしょうか。それでは、次の論点をお願いします。

#### 【国際協力銀行 藤平】

続きまして、追加論点11。こちら、先ほどの追加論点8のさらに細かいグッドプラクティスをガイドライン等で明示というご指摘なのでございます。8ページ、追加11のところ、実際の提言書にはもっと細かく書いてございますが、都合7つの WWFさんがおっしゃ

るグッドプラクティス。もちろんほかの方々もグッドプラクティスと認められているものもあるでしょう。そのグッドプラクティス例のようなものを挙げていただいています。いわば、これを明示できないか、規定化できないかというご指摘だと認識しています。

個別のグッドプラクティスの中身について、私のほうから立ち入るといことはあえていたしません。そもそもこの提言を出していただいたときに WWFさんの安田様からご説明があったかと思っております。私どもは現行の環境ガイドラインの中で、グッドプラクティスも参照すると規定しております。グッドプラクティスは当然参照の対象にしているわけですが、具体的なグッドプラクティスについて、これとこれとこれというような格好で上げているわけではありません。グッドプラクティスという言葉は普通名詞であるところもあって、もちろん個別案件によって参照するグッドプラクティスは違って来るのだらうと思っております。グッドプラクティスそのものを参照するということが何ら否定するものでもありませんし、それはもう私どもの環境ガイドラインにも書いてあることなので、そこをどうこうということではなくて、ポイントは、例示しますかと。規定しますかということなのだと思っております。

WWFさんとしては、ここに掲げられているものについては、もう既におつくりになった、あるいは、今おつくりにならんとしているということで、中身も多分詳しくご存じなのだらうと思っております。グッドプラクティス集、あるいは「集」に当たらなくても、グッドプラクティス例ということで環境ガイドラインに書くということは、さすがに切りがないようなところが出てきてしまうのだらうと思っております。既に WWFさんのものであっても7つあるわけですので、これを集めましょうかということになると、果たしてどのくらいになるのかというようなところもあります。

もっと申し上げますと、ガイドラインとかに規定することに意味があるのではないのだらうと思っております。一方で検討のポイントの中にも、JBIC/NEXI、積極的に自分からグッドプラクティスを集めないのかとかというご指摘もあったのです。もちろん集めたほうがいいのかなと個人的に思うところはあると思いますが、組織としては、集めるということをメインの仕事としてやるのはちょっと違うかなと思っております。

私どももだんだん案件形成していく中、数がふえていく中、これがこれのグッドプラクティスなのだということがわかってきて、傾向のようなもの、あるいはこれだというのが出てくるようになれば、それはガイドラインではないにしても、データベースとして持つ。場合によっては、それを皆さんと共有するということはあるのではないかと。こち

らから主体的にはないにしても、集まったものをどこかで共有するということはあるかもしれないなと思っていますけれども、ガイドラインの改訂マターというのとは違うのではないかということでもあります。

したがって、このグッドプラクティスそのものを否定するものでもありませんし、ここに掲げられているものがグッドプラクティスではないということを申し上げているわけでもありませんし、実際問題、私どもが個別具体的な案件の環境社会配慮確認をするに当たって参照する可能性が高いものもあるでしょうねと思っています。その点はちゃんと申し上げた上で、それを規定しますかというところについてはネガティブであるということでございます。

【司会】

ありがとうございました。ただいまの論点につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。はい、どうぞ。

【世界自然保護基金ジャパン 草刈さん】

ガイドラインに書いてほしいかどうかというのは別として、例えば、4番、5番に書いてある森林認証、FSCとかMSCというのは、もう世界でもかなり進んで、うまくいっている事例もあるので、これだけでも限らず、1つ思うのは、環境ガイドラインだけがひとり歩きするのか、それとも環境ガイドラインに附属する附属集として、一緒のものとしてひとり歩きするのかによっても、かなり質が違ってくると思うのです。今回のいろいろな議論の中でも出ていた議論の参考になるようなものも一緒にくっつけて完成版としていくようなことも1つの方策としてあるのではないかという気もするので、1つ追加の提案という感じですけども……。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

貴重なご意見をいただいたと思っておりますので、取り組むと申し上げるまでにはまだ至らないのですけれども、将来の課題として検討したいと思っております。あくまでも、

今はここは環境ガイドラインの改訂ということでございますので、パッケージにするということであれば、それは一体になるわけですけれども、ちょっとパッケージというようには言い切れない。ただ、これを将来、参考事例集。環境ガイドラインと一体とするかどうかは別にして、今も環境ガイドラインの中でもチェックリストというのがあるのですけれども、これは参考資料なのです。一応本としては1冊になっているのですけれども、参考資料なので、今回この場で改訂を議論するときの対象には、チェックリストは入っていないというのが私どもの認識です。なので、あくまでも、ガイドラインの本文に当たるところですとっておきまして、その参考資料集とか、参考事例集、あるいは、ベストプラクティス集ですか、そういうものをお考えになっているのだらうと思いますけれども、それは今後の課題ということで認識しておきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。そのほかにないようでしたら、次の論点に行かせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。 お願いいたします。

【国際協力銀行 藤平】

追加論点12。余りこんなことをいうのはよろしくないと思うのですが、WWFさんからいただいているものに対して、7から12まであるのですが、結局何一つ、ご提案に対して前向きなことを申し上げていないので、個人的にはすごく気持ち悪いというか、何か嫌な感じがあって、それはそれで仕事なので割り切ってやっているということで、ご理解いただきたいのですが.....。

追加論点12がまさしく冒頭で申し上げた、これは環境ガイドラインの改訂から最もリモートな論点かなと思っております。これは何回前だったか、ちょっと正確には覚えてないのですが、安田様がいらしてプレゼンをされたときにも申し上げましたし、その後も対話をさせていただいている中でも申し上げているのですが、私ども、WWF様に限らず、NGOさん、あるいはほかの方々との間でも、今後、何か協力とか連携とかいうものができるのであれば、それはしてまいりたいと思っております。同じ方向を向いて、連携ができればいいなと思っております。

実際問題、私どもも分離・統合ということになるものですから、純粋な新JBICのメンバーでいくと600人もいないのではないかと思います。そのようなショートスタッフの陣

容なものですから、やはり世の中の流れとか、それこそベストプラクティスとか、そういったものにおいても行き届かないとか、情報が十分収集できないところはあるのだろうと  
思っておりますし、個別案件の環境社会配慮においてもそうだと思っています。実際、環  
境のコンサルタントとかは リテインしておりますけれども、それだけで十分かどうかと  
いうところは出てくるかもしれません。そういう意味では、同じ方向を向いて連携できる  
のであれば、ぜひそういう機会、あるいはそういう相手の方をふやしていきたいと思っ  
ているところであります。

なので、安田さんにも申し上げたのですけれども、環境ガイドラインの改訂とは切り離  
して、どういうところについて連携ができるのかということは、ぜひバイでもお話をさせ  
ていただきたいと思っております。これは WWFさんだけではありませんので誤解のないよ  
うにしていきたいと思っておりますけれども、そういう意味で、追加論点12は改訂のニーズ  
はないということでございます。

【司会】

ありがとうございました。今の点につきましては、特段議論をする話ではないかと思  
いますので、次の論点に行かせていただきたいと思っております。次は、論点13でござい  
ます。お願いできますでしょうか（「ちょっと戻っていいですか」の声あり）。どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

済みません。ちょっと戻らせていただいて、11番のところ、藤平さんから大変積極  
的なご回答をいただいたと思ひまして、ガイドラインのパッケージではないけれども、そ  
ういうリストをつくって公表したいというような趣旨のことをお答えになったと思う  
のです。ですから、この5ページ、グッドプラクティスと書いているところに、そ  
ういう情報を収集して公開するような趣旨のことは書き込んでもいいのではない  
ですか。そういう意味の改訂ですけれども、それはぜひご検討ください。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

原科先生は、私の申し上げたことをかなり積極的におとりになってしまっておりまして、そもそも話が長くてまどろっこしい言い方をしているものですから、よくご理解いただけないところもあるのかもしれないのですけれども、私のメッセージは、残念ながら、私どものほうから今、積極的に収集に動くということではございません。ただ、これから案件が積み上がっていく過程において、いわば一義的には受け身ではありますが、ベストプラクティスというものに関しての情報が収集でき、これは私どもとしても、本当にベストプラクティス集にできるかなということになったときに、それをまず私どものベストプラクティス集とし、それを皆様方とシェアするということも考え得るかなということであって、したがって、検討しますと申し上げているのは、積極的に収集して、プロアクティブに動いて事例集をつくるのですということを意味しているのではなくて、現段階では、まず一義的には待ちであって、そこから得られてきて、これのできるかなというようなことがあったときにやりますと。そのときにガイドラインと合わせるような形の参考事例集とするのか、切り離すのかということは、そのときに考えますがということなので、必ずしもプロアクティブにやるということではないものですから、ちょっと誤解を与えてしまいました。済みません。

【司会】

ありがとうございました。藤井さん、どうぞ。

【国際協力銀行 藤井】

グッドプラクティスの公表なのですけれども、現行のガイドラインでは、私どものホームページに出ている FAQの中で、参照される国際的な基準やグッドプラクティスとはどのようなものですかというQ29というのがありますが、現在では一応ここで幾つか、世銀とか、マルポール条約とか、ラムサール条約とかというのが上げられています。その最後に、すべてを列挙することは困難であることからガイドラインではこのように書いていますと。今後、新たな基準が国際的に確立された場合には、これも参照してまいる所存ですというように、現在は FAQの中で幾つか列挙されてはいます。

ただ WWFさんから上げられた幾つかの具体的なグッドプラクティス等を今後ここに上げていけるかどうかというのは、また私どもの実務の中であるとか、国際的な状況というの

を個別に判断しながら、できれば載せたほうがユーザーフレンドリーなのかなとも思いますし、その辺は今後ここと同じような感じで状況を見ていくのかなと思っております。

【司会】

原科先生、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

一言だけ。そういうことであれば、ぜひ文言を少し変えていただくとありがたいなと思います。先ほど藤平さんが7番から12番まで全部お答えできなくて少しとおっしゃったので、大した変更ではないと思いますけれども、今みたいな姿勢であれば、そのことを5ページぐらいのところに書き加えていただくと、より前向きな感じがいたします。情報交換に努めるのだとわかりますので、今FAQでも一応対応しておられるわけですから、ガイドラインの中でも、そのようなことを少し書き加えていただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

貴重なご意見をありがとうございました。ガイドラインに書く、書かないということ、もちろん大事な話なのですが、現時点では、私どもは書くということではなくて、書いて、それで前向きなことだというのはわかるのですが、中身の問題なのかなと思ってるところもあるのも事実です。私の仲間が私よりも前向きにとらえられれば、実際そうなのなのですが、発言をしてしまって、何もやっていないというわけではないということをご理解いただけたのだらうと思っています。FAQの中身を充実していくと。確かに7つ上げていただいた中でも、これはもう事実上、グッドプラクティスといえるだらうというようなもの、多分私どもだけではなくて、皆様方もそうだらうなと思っているものもあると思っておりますので、FAQのリバイズというようなことでの対応もあるのだらうと思っています。

ちょっと個人的な思いと余計なことをいってしまったなと思っているのですが、一応仕事として、今のところでは11番も含めて、ガイドラインの改訂ということではない



のだろうなというのが私どもの結論でございます。

12番までよろしければ、終了ということで、ありがとうございます。

では、ちょっと時間が5時半を10分弱回ってしまっております。あと2つでございます。余り楽観しないほうがいいのかなと個人的に思っている……そうやって、何回か前、失敗したことがあったもので、ちゃんと議論してまいりたいと思っています。とはいいいながら、5時半は回ってしまいましたので、もうしばらくおつき合いをいただければと思います。ありがとうございます。

追加論点13でございます。これはJACSESさんからいただいている論点でございますけれども、もともとの論点に対して出されたのが、私どもの実施状況確認の追加情報提供を差し上げる前だったのです。私どもの追加情報提供の中身もごらんになったのだろうと思います。その上で論点の修正をされたわけです。皆さん、これはお手元にもっていらっしゃるのですね。私も直前になって拝見したというか、今みている状況にほとんど近いのだけれなのですが、もともとは代替案の検討過程及びその結果に関する情報を含めたEIAの公開を必須条件とすべきであると。つまり代替案に関連するものの公開ということだったと思うのです。

そこは多分私どもの実施状況の追加情報提供で、これまでも口頭ではお話をしていたわけですがけれども、やはり書き物として、かといってガイドラインから代替案の検討を落とすとか、そういったつもりは全くないのですが、それは原則の例外というようなこともあって、プロジェクトによっては代替案の検討がきちとした形でできるステージに入っていない。かなり後の段階に入っていると。今からより戻すことが難しいというケースもある。そこは、基本的には原則の例外だと思うのですけれども、そういった事例もありますということを申し上げて、ポジションを変えられたということだろうと。これが本日の日付になっている、追加論点13の修正についてというペーパーなのだろうと思っています。

これについてのポイントはEIA等となっておりますけれども、これに不備がある場合、その不備を確認してと。その事項について追加修正された情報を文書で公開する。さらには、修正された文書を環境社会配慮に関する主要な文書としてJBIC/NEXIが公開すると。こういうことだと思っています。

まず、これについてのプラクティスに関して、実際どうなのかということ、これまで答えているものがあつたかどうか、ちょっと確認したいと思うのですけれども、私のあるののですが、不備があつた場合にそれを確認するということとともに、不備がどの程度

の不備なのかといった、程度の問題もあると思います。それこそカテゴリーそのもの、分類そのものをひっくり返してしまうような不備があるのであれば、それは当然一からやり直しになるのだらうと思いますし、そういう意味ではちょっと程度の問題があるということ。

それから、私どもの仲間から若干補足してもらえればありがたいと思っているのですが、実務的にはこういう不備があったときの確認とかはちゃんと行っているとか、必ずしも十分でないものについては、私どものほうでヒアリングとかをして補ってやっているということであって、すべてが重要かどうかというところは本当に程度の問題なのですが、根本をひっくり返すようなものでないものであっても、不備だなと思うところも確認しているということなのだらうと思っています。

したがって、ちょっと程度の問題があるということと、ある意味、いわずもがなの部分があるのかなと思っております関係で、ここまで細かい内容のご提案をいただいているのですが、これは改訂ニーズにはならないかなというのが私どもの認識です。

実際のプラクティスとかについて、NEXIさんも含め、JBICのほうでだれか説明ができる人間がいたら……。

**【司会】**

では、JBICの藤井さん、お願いします。

**【国際協力銀行 藤井】**

先ほど藤平からも申し上げた、それは本当にそのとおりでございます。これまでの別の論点でも、このように調べていますとか、幾つか例を挙げさせていただいたかと思えますけれども、基本的に EIAとかは現地の法制度に基づいてできておりますので、JBICが求めるのがないことも当然想定されます。それを幾つかの方法で、現地に行って聞いたり、紙でやり合ったりということはやりますけれども、その資料というのは、それはそれでまた、これまでの実施状況調査で私がちょっと愚痴めいたことはいいましたが、それはそれなりに膨大なものであって、かつJBICだから教えるという内容のものも多分含んでおりますので、一律にJBICが調べたものをどれが不足、どれが不足ではないというのはなかなか切り分けが難しいというのを藤平もいっていたかと思えます。そういったことと、あとは守秘義務系。余りお話ししたくないのですけれども、そういった幾つかの複合的な要因もあっ

て、一律に全部公開するというのはどうかと。では、一律でなくてということになると、その切り分けもまたちょっと難しいのかなとは思いますが。

【司会】

ありがとうございました。田辺さん、お願いします。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

私からの追加13、14、おくれて提出したにもかかわらず、丁寧に対応いただき、ありがとうございます。

まず、13の代替案。変更した背景といたしましては、追加情報提供のほうで代替案以外にも環境アセスメント報告書に書かれているべき内容が書かれていない点がみられましたので、このように変更させていただいたという経緯です。代替案に関しましては、入札等場所とかサイズとかを決められていて、物理的な限界等々があるという点は理解しました。そういった代替案が検討できないケースにおいては、環境レビュー結果等でこういう場合で限定されていて、代替案等が検討できなかったというような対応も1つの情報公開の方法として考えられるのかなとは思っております。

ここで新しく修正させていただいたポイントといたしましては、環境アセスメント報告書に本来、程度の問題はという説明がありましたが、そこは確かにどこまでどうということがあると思うのですが、そこはちょっとテキストで私のほうでも詰められていない部分なので、もう少し議論したい。どういうテキストが望ましいのかということところはちょっと議論したい点ではあるのですが、本来、環境アセスメント報告書に書かれていて、影響を受ける住民が基本的に知っておくべき内容が知らされてなくて、事業者がJBICに融資をお願いする段階で、JBICとの議論の中で確認しているという点は、実施状況調査の追加情報提供の中で、事業者とJBICの間で不備があった点に関しては協議して、JBICとしては情報を得ていると。確認しているという点は理解できるのですが、それがやはり住民にきちっと伝わっているということがまず1つ重要なのではないかというのが私のポイントです。かつ、そういった追加で住民に提供されている情報をJBIC自身が公開するということも私の提言の趣旨になります。

切り分けることが難しいというご説明があったのですが、もしこういう用件に関しては、JBICから再度住民に説明をしてほしいという形で限定すれば、守秘義務等の情報というの

は必ずしも切り分けることが不可能ではないのかなと思っておりまして、そこはちょっと私のほうでは理解できなかった点であります。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

済みません。数時間ぶりに話をするものですから、わかりやすい言葉で話ができるかどうかちょっとわからないのですけれども（笑声）、新しい論点、ありがとうございました。今、実務面は藤井からご説明させていただきましたけれども、ご趣旨はよくわかります。実際、私どもが実務でやるとしたら、EIAに書かれていない事項、必要があれば、我々はそれを環境レビューのときに確認するわけですけれども、それをみんなの話だと一律に、もし地域住民にかかわるようなことがあれば、地域住民にいうとか、要するに、プロジェクト実施主体者を通じて、それを公開するようにすべきだというお話かと思うのですが、そうではなくて、我々はガイドラインにのっとって対応しますので、ガイドラインにもちゃんと書いてありますように、環境に悪影響を及ぼしている。要するに、このEIAに書かれていない事項が原因で、何らかで環境に悪影響を及ぼしているようなことが実際であれば、それは我々はプロジェクト実施主体者に対して、その点の改善を図るように働きかけをすることになっています。

そういう観点から、繰り返しになりますけれども、もしこのEIAに書かれていなかった事項が原因でそういうことが起きている、それが地域住民に対して知らしめることによって解決されることであれば、それはそういったことで働きかけはするのだと思うのです。でも、そうでないケースもあると思いますので、それはあくまでも個々のプロジェクトの中で対応していくのだと思うのです。あくまでも、私どもはさっきいいましたように、この環境ガイドラインに書かれているやり方に沿って、それは対応していくことになると思います。

情報公開のところも情報公開の論点のところでも何度も話をしておりますように、もしEIAに書かれていなかったようなことがあって、それを現地のプロジェクト実施主体者も、これは公開したほうがいいということで公開するのであれば、我々もそれをとって、要するに、現地で作成されて公開された文書については、我々も今後のあれとして公開してい

くという方向で今、検討しますけれども、そういう流れの中で公開していくことになるのだと思うのです。

そうでなくて、現地でも公開しませんと。別に公開しなくても、今となっては、これによって、環境に何か変化があるか。要するに、改善されることが、よりよくなるとか、そういうこともないし、特に問題が起きているわけではないということで公開しないということになれば、それはそれで我々も公開はできない、しないということになると思います。そういう対応になると思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。はい、原科先生。

【東京工業大学 原科さん】

今のことですけれども、公開はそんなに難しいですかね。今、大変難しいですというご説明がありましたけれども、どうなのでしょうね。これを公開できないというご説明ですけれども、普通のアセスメントはこういう場合は公開しますね。普通は。どうしてこれはできないのでしょうか。守秘義務云々は当然常に対応していますから。これは普通やっていますよ。だから、その上での公開ですけれども……。

【司会】

JBICに対してですか。

【東京工業大学 原科さん】

ええ、JBICに。環境アセスメントは情報公開がベースというか、基本ですから。だから、情報公開をしにくいといってしまうと、これは困ってしまいますね。

それから、レビューがきちんと行われたかどうかというのは特に確認をするわけですから、その確認が客観的に行われたかということも、どうやって判断できるのでしょうか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

もしかしたら誤解を与えるような説明をしたのかもしれないのですけれども、やはり不備といっているところの程度の問題なのだと思うのです。仮に、それこそこの情報、この不備が本当に漏れていると。これが地域住民に対して知られていないことが、いっていることが 180度違ってしまわないですかと。180度か90度かわかりませんが、前提が違ってしまわないですかと。そのような不備があったような場合に、私どもはそれに対して、まず住民に情報をシェアしてくださいという話。さらには、それが EIAの修正というようなことになる場合に、それは私どもとして情報公開はします。

さらに、これは情報公開のポリシーそのものとかかわりますけれども、私どもは別に EIAだけに限った情報公開をするということを申し上げているわけではありませんし、スタンスとしては、かじは切っているわけです。したがって、EIAだけではなくて、ほかの文書においても現地で公開されているものがあるって、ただ、その中身が、いってみれば、不備という言葉ではなくて、重大な瑕疵があるって、これが本来なら修正すべきものであったときは修正を求めますし、地域住民ともシェアしてくださいといいますし、改訂版のものを情報公開します。それはうそではないです。

問題は、重大な瑕疵かどうかというところの話であって、その認定はやはりだれかがしなければいけなくて、まず発見するということで、それが重大かどうかというのは、不備があったところを確信犯的に不備のままにしているというような事案があった場合は、それはまず私どもが判断するということにならざるを得ないので、それは私どもがイニシエートして、これは重大な瑕疵ですよと。だから、修正してくださいと。それで必要な手続を踏んでくださいということになると思います。

私は、このご提案そのものの趣旨が何かおかしいと申し上げているわけではないのです。ただ、幾つかちょっと ベイグな部分があって、1つは、不備という言葉の程度問題がありますねと。何でもかんでも不備になってしまうというのがあるのと、それとも関係しているのですけれども、今のガイドライン規定に不備があったときに、あるいは、重大な瑕疵があったときにどうこうするというのは確かに書いてないです。いってみれば、そこまでガイドラインに書くのですかねというところがあるということです。

つまり、この中でも重大な瑕疵とか不備とか、すべての項目について書いてないですよ。それはある意味、いわずもがなのかなと私が申し上げたのは、重大な不備があったら、それはやり直してしようと。今ここに EIAに関して望ましいプロセスと書いてありま

すよねと。それを EIAであれば、一からやり直したよねと。そこはいわずもがなだよねと  
いっているのと、不備が軽微なものであったら、別にわざわざそこまでやらなくてもいい  
よねという2つの意味で、これを積極的に規定するのですかねというところに疑問を感じ  
てしまっているというのが私どもの見解なのです。

情報公開は、やるべきものについてはしかるべき格好でちゃんとやります。

以上です。

【司会】

はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今、藤平さんのおっしゃる点、ある程度、私もわかった感じがします。不備といっても  
いろいろ程度がありますから、どんなものでもいけないということになっても困るだろう  
というのは私もわかります。ただ、問題は、不備が大きいか、小さいか。この判断をどう  
するかです。それがみえないところで判断された分には、何とも対応のしようがないので、  
レビューの透明性をどうやって図るかということなのです。私が前に申し上げたように審  
査会を設けることが唯一の方法だと思いますけれども、それは今回は改訂の対象になっ  
ておりますか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

原科先生のご関心のところはよく存じ上げております。今、この場では追加論点のとこ  
ろに来ておりますので、審査会のお話について議論することは、むしろ控えるべきだと思  
っております。

それを申し上げた上で、私どものスタンスをあえて繰り返しますと、ご指摘いただいた  
ような、あるいはご提案のあったようなものに関しては、私どもは改訂のニーズというも  
のを認識はしておりませんという結論であります。

【司会】

ありがとうございました。はい。

【東京工業大学 原科さん】

そうすると、今の件に関するフィードバックは次の文書が出たときにもう一回議論する気はありますか。それとも、もう議論する機会はないと。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

私ども、次に改訂の方向性という名のもとの総括を行います。そのときに個別論点をとりまとめた格好で、改訂する、しないと。そういうマルバツという感じだけではないと思いますけれども、いわば、その全貌がわかることになります。その場で議論を全く何もしないということでもありません。私どもは今のところ2日間をその議論に割くべく予定はしております。ただ、すべての項目を議論することは不可能であるということも事実だと思っていますので、時間の許す限りにおいての議論になろうかと思えます。

お答えとしては、議論をする機会がないということではありませんが、他の項目とのバランスとか、全体感とかというものを踏まえた上での議論にさせていただかないといけないと思っていますし、これまでの議論を踏まえての議論をしていただくべきだとも思っていますので、いわば、蒸し返しのような議論は避けていただく必要があるだろうと思っています。

【東京工業大学 原科さん】

実はこの提言でいろいろ提案したことで、幾つか実現していないものがありまして、審査会を設けることの内容は、提言では提案したのです。だけれども、ガイドラインには実現しなくて。ですから、私は前から議論してきたことだと思えます。そういったことまで掘り下げて議論されたらどうかということがあります。

ですから、本来これは、そのときの議論というのは時期尚早というような議論もありまして、ただ、JICAがもう審査会をもってありますから。7年たっておりますから、状況は



変わっているので、そういったことも十分勘案した議論であったかどうかということが私は大変気になりまして、きょうは残り時間がないと思いますけれども、全体のバランスからいえば、これは大変重要な事項だと思えます。つまり、このプロセスの透明性をどうやって確保するかです。こういった形でない限りは確保できないと思えます。審査会をもつのは、日本の47都道府県すべてがもっているのだから。日本の常識なのですから。それをやらないというのは普通は考えられないと思えますね。これ以上余り議論してもしようがないので、意見だけ申し上げておきますけれども、次回、またそのことを申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ちょっと原科先生だけに申すことではなくて、次回、改訂の方向性に入るところで、ここの皆様というのは、主に毎回というか、皆勤賞の方も含めて、よく出られているので、言うに及ばぬことではございますけれども、次回以降、改訂の方向性を示す中では、これまでの議論を総括するような形で、私どものほうの個々の論点に関する認識を示すことになろうかと思えます。私どものほうでは、かなり前になるのですけれども、改訂のニーズを踏まえる上での5つの視点を提示したかと思えます。コモンアプローチの今次の改訂に基づくもの。あるいは、ECA、他の国際機関のガイドラインとの、平たい言葉でいうと並びの話、あるいはそこから趨勢としてとれるもの。あるいは、それらにはよらないけれども、国際的なトレンド、趨勢として環境にかかわるものとして取り上げるべきもの。それから、ようやく報告が終わったところでございますけれども、実施状況確認調査を踏まえた、あるいは、実施状況確認調査以外にも、いわゆる JBIC/NEXIの通常のパフォーマンス等の中からニーズとして見出せるもの。あと1個、バスケットクローズ的なものとして、そのほか環境審査にかかわる趨勢という形で、5つの視点ということで、そのすべてに各論点に触れるということではございませんので、提案者のご趣旨等も勘案しながら、単数ないし複数の形で、審議を過去5回、43の論点をみせていただきました。

ここのところで、その紙1枚だけでみてしまうと、私はこんなことをいっていないとか、この部分がないではないかというところもあるかもしれないのですけれども、特に欠席されている回でご関心のあるような部分というのは、そうしたことも踏まえて、あるいは、

次の回から来られる方のことも考えて議事録を公開するということがルールとして、コンサルテーション会合という形をとる上での皆さんからのリクエストも踏まえて公開しているものでありますので、ぜひご関心のところについては改めてお目通しをいただいて、私どもがまとめていくところに明らかな事実の歪曲ですとか、草案の捏造のようなことがあったらご容赦なくいっていただきたいわけですが、すべてを網羅するわけにも、片言隻句取り上げるわけにもいきませんので、そのところはだれかが代弁して、あるいは、その議論のところで、私たちだけではなくて個々の論点、50人から100人の人間がいる前で話していますので、その中で出なかった意見というのが、フロアの50人から100人の人が認識してなかったことなのかもしれないなと思うところもあるわけです。ある人が、私はこういうことをいいたかったけれども、その人はいわなくて、その場でほかの人もいわなかったことというのは、こうなってしまうと、私たちとしては聞かれてもというか、そのときにいってほしかったですよというものはあるわけです。そのためにも長い時間をかけて、きょうも遅くまでやっているということですので、藤平さんのいった細かいところの蒸し返しというのはそういうことですので。

私たちは、継続審議に付すようなもの、あるいは、論じ足りないというようなご意見があったものに対しては、こういう部分を論じてくださいということ、雑駁な議論をしたいということではなくて、ポイントは必ず提示しますので、そうしたところは即す形でやっていただくことがここまでの積み上げをさらに高いところに積み上げるものだと思っておりますので、私どももそうしたものにかなうよう、鋭意作業を進めておりますので、皆様のところにおいても、積み上げたピラミッドをさらに上ということであって、下から掘り返すということではないというところは重々ご承知いただければと思います。

ちょっと余計な話で済みませんでした。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

稲川さんが先の話までされてしまったので、それは恐らく最後に総括ということで、私がまさしく申し上げようと思っていたところをおっしゃってしまったので、手間が省けてよかったなと思うところはありますけれども、追加論点13に戻したいと思います。

いつもそうしていますけれども、正直、田辺さんに本当にうそ偽りなく申し上げますが、おっしゃっていること、ご指摘自体が何か変なことをおっしゃっているということではありません。問題は、不備というケースは日常茶飯事にあるということではないだろうと思っているところ。かつ、不備にも重大な瑕疵とそうでないものもあるだろうということ。認定をどうするのかという問題もあるということ。そういったもので、それをこのガイドラインの中に規定までするのかどうかというところに関して疑問に思っているというのが今の私どものポジションであります。

おっしゃっていること、しかも、不備を重大な瑕疵と置きかえたときに、それであっても規定するのはちょっとトゥーマッチという感じなのですかね。いわずもがなのかなという感じをもっているのですけれども、プラクティスとしてはこのようにやるのだということに関しておっしゃっているのはそのとおりだと思っているので、私どもはおっしゃるとおりやってみますということなのだと思うのです。

その上で、今の段階で改訂ニーズというのはちょっと認められないのではないかと。やはり決めなくてはいけないので、こういう言い方をせざるを得ないのですけれども、私どものスタンスとしてはそういうことでございます。

別に急ぐわけではありませんが、よろしければ、14、最後（「ちょっといいですか、最後」の声あり）……。

【司会】

どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

全部にはとても出られませんから、限られた範囲で申し上げます。ただ、しっかりした議論をした格好でなくて、みんな意見を言いつ放しの形が多いと思うのです。だから、積み上げたとおっしゃったけれども、本当にみんながどこまで合意してまとまったか、私は問題を感じます。パブリックコンサルテーションという形式は、そこが問題だと最初に申し上げたのですけれども、それは置いておいて、そういう問題があります。余りそういう言い方をされると議論を封じる格好になりますから、これは危険なことになります。

13番に戻って申し上げます。私は、審査会にならないと、そういう格好でないと、透明性が確保できないと申し上げたのですけれども、では、我々はどうやってその判断が適切

であったかと判断できますか。みえないところで判断されるわけでしょう。我々はこれをどうやって判断するのですか。しかも、情報公開されないとおっしゃっている。これはきちんと答えてください。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

誤解のないように。私どもはしかるべき情報公開はします。もちろんどれを重大な瑕疵と認定するかは、私どもがやります。それに関して、ほかのメカニズムが要るかどうかは、ほかの議論でございます。情報公開はちゃんとやります。

14番に行かせていただきたいと思っています。追加論点14でございますけれども、これについてはカテゴリーFIの環境レビュー、情報公開、モニタリングについて、方法をガイドラインで規定すべきであるということでありまして。これに関しては、別に個別具体的な話とかいうことではなくて、今、何か問題となっているところがあるのかどうかという視点があると思っています。

それから、もう1つの話として、これは私どもだけがやっているプラクティスは当然ありません。このFIというのは、私どもが融資決定をする際において、まだプロジェクトが特定できないと。だけれども、大体こういう感じのプロジェクトをクレジットライン的にやっていくのだと。こういう案件でありまして、1件当たりのものは規模が小さい。

そういったネイチャーもあり、私どもではなくて、しかるべき金融機関の方、例えば、協調融資をされる銀行さんということになるのですけれども、もちろんその方々に環境審査能力がおりになるという前提で、こちら辺もしかるべき格好で、私ども調査した上でというか、もう調査が済んでいるというのが前提ですが、そういう銀行さんにお任せするというところでやっている。その銀行さんにしかるべき対応をしていただく。

こういうことだと思っていまして、このプラクティスというのは私どもだけではなく、それこそ世銀とかIFCとか、そういった国際機関でもやっており、規定の仕方についても余り深いところまで規定しているわけではなくて、実務としても、これでうまく回っているというように世銀、IFCからも聞いております。そういう意味では、ほかの国際金融機関に当たるところ、そこを超えるべしという議論があるのかもしれませんが、そこ

との比較において、何ら劣後するものでもないし、実務上、問題というように思っているわけでもない。あえてのためのあれをすれば、もっと情報を公開せよとか、そういうことなのかなとも思うのですけれども、ここについては、私どもとして問題を感じているところではないというのとプラクティスとして回っていると。

それから、別に国際機関だけみているわけではないのですけれども、国際機関でも同様のものをやっていて、ちゃんと回っているという感じであるということもあって、ここについても、今、環境ガイドラインの改訂のニーズというのは認識していないというのが私どものポジションであります。

何か抜けている論点とか、そういうものがございましたら、おっしゃっていただければと思います。

【司会】

田辺さん、お願いします。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

この論点、若干ふわふわとした書き方をさせていただいてはいるのですが、まず藤平さんからの質問として、具体的に何か問題事例があったのかということに関しては、JACSES自体はFIの案件で何かみてきたわけではないので、これといった事例はないのですが、もし我々の仲間であれば、後から追加していただければと思うのですが、そういう状況です。

私、ポイントは情報公開だと考えておりまして、特に、FIが実際にやるサブプロジェクトでカテゴリーAの場合に、JBIC自身もきちっとEIA等の情報公開をすべきなのではないかというところが私が要望したポイントであります。この対応はADBも実際に同様の対応をもっていますし、世銀の場合は、情報公開という点ではちょっとあれなのですが、もしFIがきちっとしたキャパシティーがない場合に、アプルーバルの対象になるというような書き方になっておりまして、何でもかんでもFIのプロジェクトで情報公開をしたほうがいいのではないかという点ではなくて、特に大きい場合に、やはりJBICにとってもアカウントビリティが必要なのではないかという点を指摘したいということです。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

ちょっと最後におっしゃった意味をどうとっていいのかとも思っているのですが、改訂をすべきだというご意見なのか、むしろ今のプラクティスというものもご参考にお話をすることによって、ご懸念が解消されるのかとも思っているのですが.....。

【司会】

田辺さん、お願いします。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

具体的には、現行のガイドラインだと、カテゴリーA及びBの中で情報公開等々をやるという話になっておりますので、果たしてこの中で、カテゴリーFIのサブプロジェクトのカテゴリーAなりBがここに該当するのかというところが若干読み切れないので、もしここから外れているということであれば、改訂の必要性を感じていると思っております。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

実際にプラクティスをお話ししたほうがいいかなと思いますので、それは私どもの仲間からご説明したいと思います。もし違っていたら後で直してもらおうと思いますし、その可能性もあるのですけれども、実際このたぐいのものは、一つ一つの案件が小さいということもあり、大規模でないということから来る類推の話として、その過程とかいうのは余りないものなのです。実際問題、そうでない案件を拾うという条件をつけているものもありますし、ただ、そうでないものもあるので、その場合、過程の案件に対してどう対処しているのかということです。それはちょっと説明したいと思います。

それから、実際問題として、FIで過程になっているプロジェクトというのは、多分の今の現行ガイドラインで、ないのではないかと思います。その点もしちゃんと知っていれば、答えてもらおうと思います。

【司会】

続いて、JBIC、お願いします。

【日本国際協力銀行 板垣】

先ほどのお問い合わせの件ですけれども、まず、サブプロジェクトでどんなものがあるかというのは、繰り返しになりますが、ほとんどのケースが少なくともAはないと。直近ではないと。Cに限定する場合が非常に多くて、直近でAが対象になったことはないという認識はしています。

ただ、多分田辺さんの頭の中に浮かぶのは、今後の運用をどうするのかと。Aが出てきた場合、どうするのだという話なのかなと思うのですけれども、そういう場合も、我々としては運用上で対処できるようにしてしまっていて、金融仲介者等がカテゴリーAのサブプロジェクトに融資を行う場合には、内々でサブプロジェクトAになりそうだというものが仮に上がってきた場合には、当行の事前承認が必要になることをLA上に規定する等の対応をとることによって カテゴリーFIというのは、定義としては、金融仲介者等が行って、環境社会配慮を行える場合、FIにしていますので、実際にAであったとしても、彼らがやることにはなっているのですけれども、Aですので、我々に対して事前承認を求めるといような形をとって対応することにしております。

ご回答になっているかわかりませんが、以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

先ほど数時間ぶりに話をして、うまく説明ができずに混乱を招いてしまいまして、済みませんでした。あのとき、もうちょっとうまくいえばよかったなと今になって思っていますので、もしご興味があれば、後で個人的に聞いてください。

今のFIの件ですけれども、ちょっと私のほうで補足します。ガイドラインはもちろんお読みいただいていますので、今、板垣からありましたように、カテゴリーFIについての環境レビューについては、本行は金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて、本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認するとなっております、では、具

体的にどのように手続が行われるのかということに関しては FAQに書いてあるのです。

これももうごらんになられていると思いますけれども、そこには、例えばとして、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認し、本行環境ガイドラインによる環境社会配慮確認を委任すると。それから、金融仲介者等にそういった能力が十分ないと判断した場合には、環境社会配慮体制強化のためのコンサルタントの雇用を義務づけるとか、あと、カテゴリー Aのサブプロジェクトについてはサブローンの対象とはしないとかが、ここは例示ということであるいろいろ挙げてあります。

要するに、FIというのは、融資とかを決める前、環境レビューの段階ではまだ特定のサブプロジェクトがみえてない段階でやりますので、ガイドラインでは一般的な書きぶりになっていて、FAQで例示して、こういった対応をして確保しますというようになっているのです。ですので、そのFIのプロジェクトの中に幾つかのパターンがあります。実際、今、板垣がいましたように、ケースとしては、やはりカテゴリー C案件に限定するという制限をつけている場合が多いものですから、直近では過程案件が出てくるということはほとんどないのです。正直いって、ここ何年間もみていないというのが実態です。

では、先ほどの情報公開の部分なのですけれども、仮に金融仲介者等に能力があるというように判断して委任している場合、過程案件を取り上げるに当たっては、私どもが事前の承認をするということになるのですが、その後の手続については、この環境ガイドラインにのっとって、彼らがすべて我々にかわって、環境社会配慮確認をやるということになりますので、その手続の中に情報公開も入ってくると。要するに、仲介者がまずは一義的にやるということです。その仲介者がちゃんとやっているかどうかというのは、私どもはLAで、仲介者からの我々に対する報告を義務づけていますので、そこで我々は確認していくということになります。

あとは、実際に能力がない、彼らに任せられないという場合には、さっきもいましたように、そもそもサブプロジェクトをカテCに限定するというようなやり方もあるのですけれども、そうでない場合には、我々がカテゴリー分類からやると。だから、実質的にも、我々がこのガイドラインに沿った手続をやるということになってしまう場合もあり得るのです。その場合は、このガイドラインに沿って、我々がやりますから、通常のカテA、カテBと同じような形で情報公開にも対応するというようになります。

以上です。



【司会】

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ほかにというか、もし新たな視点でのご意見とかございましたら、あれですが……。多分繰り返しを避けていただくというご趣旨なのだろうと思っています。時間もかなり来てございますので、14については、私どものスタンスを申し上げておりますけれども、一応この段階で議論をクローズしたいと思っています。

はや1時間が過ぎんとしているところなので手短に申し上げます。本日の議論は、正直、不退転の決意でここに臨んできたというところもあるので、論点によっては不満の残られた方もいらっしゃるのかなとは思いますが、何とか最後までできたと思っております。皆様のご協力に感謝したいと思います。

早速、次回ということになります。内々、稲川さんもフライングぎみにお話をされましたけれども、次、私どもとしては、これまでやってきた個別の論点を総括する意味での改訂の方向性という名目のもとに総括表を皆様方にお配りしたいと思っています。できるだけ事前にアップしたいと思っています。その上で、次回は8月7日木曜及び8日金曜の午後に、2日間連続してとらせていただいております。ここで改訂の方向性、いわば、総括についての集中議論をしたいと考えております。

先ほど申しました事前にアップというのは、その前にできるだけ皆様方に消化していただけるように。これも時間との闘いで本当に大変なのですけれども、今も並行して作業しておりますが、それを事前にアップします。なので、それはまず間違いなく読んで、ご参加いただきたいと思うのと、先ほど稲川さんがおっしゃった、お時間の関係もあって、すべての議論に参加できていらっしゃる方もいらっしゃると思います。その方におかれましては、議事録も目を通していただき、かつ、私どもはただ単に会話だけで議論を尽くしたというつもりはありません。そのために、この論点整理表を皆様方の協力もいただきながら、何回も何回もリバイズしてやってきたわけです。この論点整理表に書かれてある内容は、どういう書き言葉のベースでの論点があったのか。検討のポイントがあったのか。それに対して、どういうコメントがされているのか。その上で、5回か6回の自主的な議論をある意味丁寧に行ってまいったつもりであります。それは議事録には反映されております。そこら辺のこともできる限りフォローいただいた上で、8月7日の次回のコンサルテ

ーションに臨んでいただきたいと思います。

何かご質問があれば、承ります。

【司会】

はい、どうぞ。

【宮淵さん】

今回の打ち合わせの冒頭に、例えば、先ほど稲川さんがおっしゃられた4つの観点から改訂を考えるという話がありましたけれども、そういったものの優先順位だとか、考え方というのは、その時点で議論することができるのでしょうか。

といいますのは、原科先生初め、このガイドラインを大変な苦勞をなされてつくられた方がいらっしゃいました。それから3年以上の実績が出てきたわけです。この間、実績の報告書がありました。したがって、私はこの3年半の実績というのは、かなり重みがあるだろうと思っております、ガイドラインの中に、実は実態に合わないところ、あるいは、拡大解釈している部分もあるだろうということもありますので、そういったところを整理することも大事だろうと思っております。

そういった意味で、優先順位というか、どういうことを考えるのか。事業は3代で決まるといいますけれども、1代目が理想に燃えてシステムをつくり、2代目が現実に合わせてそれを修正して問題点、次の課題をみつけて、3代目がそれを仕上げるといような流れになっているようなので、そのあたりを議論できたらと思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございます。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

優先順位とおっしゃいました。まだできていない段階で申し上げるのはあれなのですが、来る8月7日、あるいは、その前に皆様におみせするものには、多分優先順位というのはつかないと思います。それから、先ほど改訂の視点ということで、バスケットクローズも入れると5つと稲川さんがおっしゃいました。それそのものにも、では、5番目

が一番軽いのかということ、そういうことではないということで、優先順位はないと思っています。

やはり個々の事案をみてということであって、私どもとして、これは本当は改訂したくないのだけれどもとか、そのようなことは、一応改訂に三角ぐらいをつけておきながら、これは本当は改訂したくないのだけれどもなというようなポジションではないと思います。改訂する方向だといっているものはそういうことで、すべて書いてあるものは改訂する方向。逆に、改訂が不要であるといっているものについては、本当に改訂が不要だということとです。

もちろんその時点での私どものスタンスなので、議論をして、また新たな視点とか、新たなファクトがあったときに、全く変わるつもりはないということを示し上げるつもりはないです。それでないと議論する意味がないので、それは否定しませんけれども、その時点では、私どもとしてのファームなポジションをお伝えすると。それに当たっては、論点ごとの優先順位というのは多分お示しすることはできないと思います。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

繰り返しは避けるようにとご指摘をいただきながら、つい繰り返してしまうのですが、前回も少しいましたとおり、論点によっては、ぜひ深く議論させていただきたいと思っております。先ほど原科先生がご指摘のように、やはりオープンな場で思う存分議論するというのは、一方で重要なことだと思っております。確かに時間的な制約が非常にきついで、多くの論点をこなさなくてはならないと思うのですが、それについては、もちろん私ども参加者も努力しなくてはならないと思っているのですが、物によっては、ある意味、立ち入ったというか、立ち返ったような議論もあり得るのかなとは思っております。

以上です。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

満田さん、ありがとうございます。余り予見をもたれてしまうのもよろしくないとは思いますが、8月7日、8日のところでは、これ、細かくいうと、論点が全部で五十幾つあるのです。それをただとりまとめたものを私どもが(1)からさらっとプレーンにさわって行って、はい、それで説明しましたというようなやり方をするつもりはありません。メリハリをつけてだと思っています。

だからこそ、事前にアップして、どちらかというと、私どもとして、これまでも改訂の方向性を出していながら、改訂する方向で考えますとっておきながら、具体案がまだ示せていないとか、今後検討ですねといっている部分がそれなりにあると思っています。私どもの力点としてはそちらにあるというのは疑いようのないところだと思いますが、そういったところに限らずとも、そこら辺も含めて、メリハリをつけて、では、これはやはり議論していきましょうということをおrientationさせていただきながらやっていくのだらうと思っているので、さらっとぱっと全部さわって、それでおしまいというようなやり方をするつもりはありません。なので、満田さんのご懸念にはおこたえできるような格好で、ご懸念に及ばないような議事運営をしていきたいと思っています。一方で、ご自身でもおっしゃっていたとおり、繰り返しの議論にはならないように留意いただければと思います。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ちょっと私の言い方がよくなかったのだと思うのですが、ちょっと補足と、先ほど宮淵様からあった件については、当然改訂の方向性という新しいテキストをお出しする際には、論点整理表のときと同様に、それがどういう位置づけで、どういう読み方をするものなのかという趣旨の説明書はウェブアップで同時にいたしますし、当日、冒頭で、ご不明な点等あれば、私どもからも簡単なお説明はしますし、ご質問も受け付けると。ただ、非常に明確なものだとは思っておりますので、余りそこはヘビーにはならないのかなとは思っております。

誤解がないようにいうと、議論を尽くして、いろいろな人の声が集まって、ハーモナイ

ズされていく。歌でもありますよね。ゴスペラーズみたいに歌でよくなっていくものと、自分の得意だと思っている歌を延々と歌っていても、カラオケの点数というのは余り変わらないというのがありますので、そういう違いがあるのだなというところです。ハーモナイズするのと1人の人が何度も同じことをいうというのは、多分違うのかなと。私たちは積み上げていけるというところは大事だと思っているので、そこはちょっと峻別があるのかなと思っています。そこが藤平さんのいうところのめり張りだと思っています。

【司会】

どうもありがとうございました。もう1時間以上も過ぎましたので、次回、8月7日、8日につきましては、ただいまJBIC/NEXIからご案内があったとおりでございます。そういう方向で、またそのときに皆さんにお集まりいただいて、議論をさせていただければと思います。

それで、先ほどございましたが、7日、8日の場所は、今度はJBICですね。9階の講堂ということになります。時間は同じ1時半でございます。両日とも竹橋のJBICの9階の講堂で13時半からということで開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。本日は長くなりまして、申しわけありませんでした。どうもありがとうございました。